

塩川小学校トイレ改修工事

図面リスト					
図面番号	図 面 名 称	図面番号	図 面 名 称	図面番号	図 面 名 称
意 匠 図		機 械 設 備 図		電 気 設 備 図	
A-00	表紙・図面リスト	M-1	機械設備特記仕様書	E-1	電気設備特記仕様書
A-01	改修特記仕様書 1	M-2	改修機器表, 改修衛生器具表, 改修凡例	E-2	幹線設備 1・2・3階平面図
A-02	改修特記仕様書 2	M-3	既存・改修系統図	E-3	撤去 1 階電気設備図
A-03	改修特記仕様書 3	M-4	既存・改修 1 階詳細図	E-4	撤去 2, 3 階電気設備図
A-04	改修特記仕様書 4	M-5	既存・改修 2 階平面詳細図	E-5	改修後 1 階電気設備図
A-05	案内・配置図	M-6	既存・改修 3 階平面詳細図	E-6	改修後 2, 3 階電気設備図
A-06	仕上表	M-7	暖房・換気改修平面詳細図		
A-07	平面図	M-8	既存機器表, 既存衛生機器, 既存凡例		
A-08	既存・改修平面詳細図 1	M-9	既存平面詳細図		
A-09	既存・改修平面詳細図 2				
A-10	矩計図				
A-11	展開図 1				
A-12	展開図 2				
A-13	天井伏図				
A-14	建具表				
A-15	各部詳細図				



建築改修工事（続き）

8. 木製建具

建具材の加工、組立時の含水率 ※ A種 ・ B種
建物内部の木製建具に使用する材料、接着剤、塗料のホルムアルデヒド放数量 ※ F☆☆☆☆又は規制対象外
・ フラッシュ戸
接着の程度 水掛り箇所（※ 1類 ）その他（※ 2類 ）
表面材の合板の種類

[5. 7. 2～4]

① 建具用金物

金物の種類及び見え掛り部の材質 ※ 改修標準表5.8.11による ・
建具に使用する丁番 ※ 改修標準表5.8.2～4による ・
木製建具に使用する戸車とレール ※ 改修標準表5.8.5による ・
釦り玉、レバーハンドル、押板類、クレセントの取付位置 ① 建具表による ・
・ 錠前類
シリンドアースイド ※ 外側シリンドアース、内側サムターン ・ 建具表による ・
実用性能項目 (JIS A 1541-1及びJIS A 1541-2による)
耐じん性能 ・ グレード1 ② グレード2
デッドボルトの寸法 ③ グレード3 (17mm)以上
その他の性能項目はグレード3とする。また錠による施錠が可能なものはマスターキー、グランドマスターキー、コンストラクションキーなどのキーシステムが構築できるものとする。
品質・性能 ※ 建築材料・設備機材等々品質性能評価による評価名簿記載の製品 ・
・ クローザ類
ディレクターアクション(遅延閉)機能 ・ 建具表による ・ あり ・ なし
品質・性能 ※ 建築材料・設備機材等々品質性能評価による評価名簿記載の製品 ・
・ キーシステムの種類、構成 ④ 錠製作時に監督官より指示する
マスターキー ・ 製作する ・ 製作しない
錠の引き渡し
※ 錠11に対応する鍵3本を1組とし、室名札を付け、直接引き渡し
・ 錠11に対応する鍵3本を1組とし、室名札を付け、錠箱に収納して引き渡し

[5. 8. 1, 2]

10. 自動ドア開閉機構

自動ドア 性能 防 錆 検出装置の性能と種類 凍結防止
・ SSDL-1 ※ 改修標準表5.9.11による
・ SSDL-2
・ DSDL-1
・ DSDL-2
・ 車椅子使用者用便所出入口
・ 図示
品質・性能 ※ 建築材料・設備機材等々品質性能評価による評価名簿記載の製品 ・

[5. 9. 2, 3]

① 自閉式上吊り引戸装置

性能 ※ 改修標準表 5.10.1 による
品質・性能 ※ 建築材料・設備機材等々品質性能評価による評価名簿記載の製品 ・

[5. 10. 3]

12. 重量シャッター

シャッターの種類 耐 風 圧 強 度
・ 管理用シャッター 耐風圧強度 () N/m²
・ 外壁用防火シャッター 耐風圧強度 () N/m²
・ 屋内用防火シャッター
・ 屋内用防塵シャッター
開閉機能による種類 ※ 上部電動式(手動併用) ・ 上部手動式
電動式シャッターの急降下制動装置、急降下停止装置、障害物感知装置の設置場所 ※ 図示
屋内用防火シャッター若しくは防塵シャッターの危害防止装置 ※ 図示
管理用シャッターのシャッターケース ・ 設ける ・ 設けない
スラット及びシャッターケース用銅板
銅板の種類 ・ JIS G 3302(溶融亜鉛めっき銅板) ・ JIS G 3312(塗装溶融亜鉛めっき銅板)
めっきの付着量 ※ Z12又はF12
ガイドレール、まぐさ、雨掛かりの座板、座板カバー、スイッチボックス類の蓋
ステンレス銅板 ※ SUS304、SUS430J1又はSUS443J1
品質・性能 ※ 建築材料・設備機材等々品質性能評価による評価名簿記載の製品 ・

[5. 11. 2, 3]

13. 軽量シャッター

開閉形式 ※ 手動式 ・ 上部電動式(手動併用)
耐風圧強度 () N/m²
電動式シャッターの障害物感知装置の設置場所 ※ 図示
スラットの材質
・ JIS G 3312 (塗装溶融亜鉛めっき銅板) めっき付着量 (※ Z06又はF06)
・ JIS G 3322 (塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき銅板) めっき付着量 (※ AZ90)
スラットの形状 ・ インターロック形状 ・ オーバーラッピング形
品質・性能 ※ 建築材料・設備機材等々品質性能評価による評価名簿記載の製品 ・

[5. 12. 2～4]

14. オーバーヘッドドア

セクション材料による区分 耐風圧区分 開閉方式による区分 収納形式による区分 ガイドレールの材質
※ スチールタイプ ・ 125
※ アルミニウムタイプ ・ 100
※ ファイバークラスタイプ ・ 75
・ 50
※ バランス式
※ チェーン式
※ 電動式
※ 溶融亜鉛めっき銅板
(めっき付着量※Z27)
※ ステンレス銅板
障害物感知装置の設置場所 ※ 図示
品質・性能 ※ 建築材料・設備機材等々品質性能評価による評価名簿記載の製品 ・

[5. 13. 2, 3]

② ガラス

・ フロート板ガラス 厚さ(ミリ) ※ 図示 ・
・ 磨き板ガラス 厚さ(ミリ) ※ 図示 ・
・ すす板ガラス 厚さ(ミリ) ※ 図示 ・
③ 型板ガラス 厚さ(ミリ) ※ 図示 ・
・ 模様 ・ 装地 ・ かすみ ・ その他 ()
・ 網入板ガラス、網入板ガラス

種 類	板の表面の状態	網 種	厚さ(ミリ)
・ 網入板ガラス	・ 網入磨き板ガラス ・ 網入型板ガラス	・ かく網 ・ ひし網	※ 図示 ・
・ 網入板ガラス	・ 網入磨き板ガラス ・ 網入型板ガラス		

・ 合わせガラス
材料板ガラス種類の組合せ
・ 建具表に図示 ・
材料板ガラスの厚さの組合せ、合わせガラスの全体厚さ ※ 建具表に図示
材料板ガラス種類及び厚さの組合せ特性による種類 ・ I 類 ・ II-1類 ・ II-2類 ・ III類
・ 強化ガラス

材料板ガラスによる種類	厚さ(ミリ)	特性による種類
・ フロート強化ガラス (※ 平面 ・ 曲面)	※ 図示 ・	・ I 類 ・ III類
・ 型板強化ガラス	※ 4	
・ 熱線反射強化ガラス	※ 図示 ・	

・ 熱線吸収板ガラス

板ガラスによる種類	厚さ(ミリ)	性能による種類
・ 熱線吸収フロート板ガラス ・ 熱線吸収磨き板ガラス	※ 図示 ・	・ 1種 (5mm日射取得率0.8以下)
		・ 2種 (5mm日射取得率0.7以下)
・ 熱線吸収網入磨き板ガラス ・ 熱線吸収網入磨き板ガラス ・ 熱線吸収網入型板ガラス	※ 6.8	

・ 複層ガラス
材料板ガラスの種類及び厚さの組合せ、複層ガラスの全体厚さ ※ 建具表に図示 ・
断熱性による区分 (・ T1 ・ T2 ・ T3 ・ T4 ・ T5 ・ T6)
日射取得性及び日射遮蔽性による区分 (・ G (日射取得率0.5以上) ・ S (日射取得率0.49以下))
乾燥気体の種類 (・ 空気 ・ アルゴン ・ クリプトン ・ ネオン)
・ 熱線反射ガラス

板ガラスによる種類	厚さ(ミリ)	日射遮蔽性による区分	耐久性による区分
・ フロート板ガラス ・ 磨き板ガラス ・ 熱線吸収フロート板ガラス ・ 熱線吸収磨き板ガラス ・ 平面強化ガラス ・ 倍強度ガラス	※ 図示 ・	・ 1種 (日射取得率0.70以下) ・ 2種 (日射取得率0.55以下) ・ 3種 (日射取得率0.40以下)	・ A種 ・ B種
反射被覆面 ・ 内面 ・ 外面 熱線調整 ・ 行わない ・ 行う			

・ 倍強度ガラス

名 称	材料板ガラスによる種類	厚さ(ミリ)	備 考
フロート倍強度ガラス	・ フロート板ガラス ・ 磨き板ガラス ・ 熱線吸収フロート板ガラス ・ 熱線吸収磨き板ガラス	※ 図示 ・	
	・ 熱線反射強化ガラス		

ガラスの留め材及び溝の大きさ

建具の種類	ガラス留め材	ガラス溝の大きさ(mm)
アルミニウム製 樹脂製	・ シーリング材 ・ ガスケット ・ グレージングチャンネル形	※ 製造所の仕様による ・ 図示
	・ シーリング材	※ 製造所の仕様による ・ 図示
鋼製及び鋼製軽量	・ シーリング材	※ 製造所の仕様による ・ 図示
ステンレス製	・ シーリング材	※ 製造所の仕様による ・ 図示

品質・性能 ※ 建築材料・設備機材等々品質性能評価による評価名簿記載の製品 ・

[3. 7] [5. 14. 2～4]

16. ガラスブロック

表面形状	呼び寸法	厚さ (mm)	色調 クリア 乳白	目地幅(mm) 平積み 曲面積み	伸縮調整 目地(mm)	防火性能
------	------	------------	--------------	---------------------	----------------	------

・ 正方形
・ 長方形
曲面積みの曲率半径は、ガラスブロックの幅寸法の10倍以上とする。
壁用金属枠及び補強材 ・ 設ける (形状 ※ 図示 ・ 設けない)
力骨 材質 ※ ステンレス鋼(SUS304) ・ 図示 ・
寸法 ※ 径5.5mm ・ 図示 ・
形状 ※ はしご形状複筋及び単筋 ・ 図示 ・
化粧目地モルタルの色 ()
シーリング材 ・ 標準表9.7.10の接着体の組合せで適合するもの ・
金属製化粧力骨材 材質 ・ ステンレス製 ・ アルミニウム製
寸法、形状 ※ 図示 ・
工法
耐風圧性能 (建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法)
※ 適用する (1一般共通事項により製造所の指定による) ・ 適用しない
目地部の力骨の補強方法
※ ガラスブロック製造所の仕様による ・ 図示 ・

[3. 7] [5. 14. 5]

17. ガラス用フィルム

名 称	種 類	張り 面	性能値
-----	-----	------	-----

・ ガラス飛散防止フィルム GS ※ 内張り ・ 外張り 飛散防止率D1
・ 日射調整フィルム
品質 JIS A 57591による

① 改修範囲等

既存間仕切壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井、壁及び床の改修範囲 [6.1.3]
※ 厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ② 図示
天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井の改修範囲
※ 壁面より両側600mm 程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ③ 図示
天井の撤去に伴う取合う部の壁面の改修
※ 既存のまま ④ 図示

[6. 1. 3]

② 既存床の撤去及び下地補修

ビニル床シート等の除去 ※ 仕上げ材のみ (接着剤とも)
・ 下地モルタルとも (・ 図示の範囲 ・ 除去範囲全て)
合成樹脂塗床材の除去工法 ・ 機械的除去工法 ・ 目荒し工法

[6. 2. 2]

③ 既存壁の撤去及び下地補修

間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修
※ 改修標準4.3.10によるモルタル塗り
モルタル ・ 現場調合材料 ・ 既調合材料
既製目地材 ・ 使用する (形状)
仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の処理 ※ 図示 ・

[6. 3. 2]

5. 木下地等5-1. 表面仕上げ

木材の品質 ・ 改修標準6.5.2による ・ 信州木材認証製品又は同等品 ・ 市販品
木材の含水率
下地材 ※ A種 ・ B種 造作材 ※ A種 ・ B種

[6. 5. 1]

5-2. 製材

・ 「製材の日本農林規格」による下地用針葉樹製材 [6.5.2]

施工箇所	樹 種	寸法 (mm)	等 級	形 状	含 水 率	間伐材等の適用
			※ 2級 ・		※ A種 ・ B種 ・	・
			※ 2級 ・		※ A種 ・ B種 ・	
			※ 2級 ・		※ A種 ・ B種 ・	

・ 「製材の日本農林規格」による造作用針葉樹製材

施工箇所	樹 種	寸法 (mm)	等 級	形 状	含 水 率	間伐材等の適用
			・ 上小節 ・ 小節 ・		※ A種 ・ B種 ・	・
			・ 上小節 ・ 小節 ・		※ A種 ・ B種 ・	
			・ 上小節 ・ 小節 ・		※ A種 ・ B種 ・	

・ 「製材の日本農林規格」以外の製材

施工箇所	樹 種	寸法 (mm)	造作材の材面の品質	防虫処理	難燃処理	含水率	間伐材等の適用
			() 造作材の場合 (※ A種 ・ B種)	・ 適用する ・ 適用しない	・ 適用する ・ 適用しない	※ A種 ・ B種 ・	・
			・ 適用する ・ 適用しない	・ 適用する ・ 適用しない	※ A種 ・ B種 ・		
			・ 適用する ・ 適用しない	・ 適用する ・ 適用しない	※ A種 ・ B種 ・		

[6. 5. 2]

③ 造作用集成材

ホルムアルデヒド放数量 ※ 規制対象外 ・
・ 「集成材の日本農林規格」による造作用集成材 [6.5.2]

施 工 箇 所	樹種	寸法 (mm)	見付け材面の等級	間伐材等の適用
廊下 木巾木	タモ	100	※ 1等 ・ 2等	・
			※ 1等 ・ 2等	
			※ 1等 ・ 2等	

・ 「集成材の日本農林規格」による化粧板造作用集成材

施 工 箇 所	化粧薄板の樹種	芯材の樹種	寸法 (mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面の等級	含水率	間伐材等の適用
					※ 1等 ・ 2等	・	
					※ 1等 ・ 2等		
					※ 1等 ・ 2等		

・ 「集成材の日本農林規格」以外の化粧板造作用集成材

施 工 箇 所	化粧薄板の樹種	芯材の樹種	寸法 (mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面の品質	含 水 率	間伐材等の適用
					※ 15%以下 ・	・	
					※ 15%以下 ・		
					※ 15%以下 ・		

・ 「集成材の日本農林規格」以外の化粧板造作用集成材

施 工 箇 所	化粧薄板の樹種	芯材の樹種	寸法 (mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面の品質	含水率	間伐材等の適用
					※ 15%以下 ・	・	
					※ 15%以下 ・		
					※ 15%以下 ・		

[6. 5. 2]

5-4. 造作用単板積層材

ホルムアルデヒド放数量 ※ 規制対象外 ・
「単板積層材の日本農林規格」による造作用単板積層材 [6.5.2]

施 工 箇 所	厚さ (mm)	表面の化粧加工	防虫処理	間伐材等の適用
		・ 有り (加工 ・ 天然木加工 ・ 塗装加工) ・ ・ 無し (等級:)	・ 適用する ・ 適用しない	・

「単板積層材の日本農林規格」以外の造作用単板積層材

施 工 箇 所	厚さ (mm)	表 面 の 品 質	防虫処理	含水率	間伐材等の適用
		・ 有り (加工 ・ 天然木加工 ・ 塗装加工) ・ ・ 無し ()	・ 適用する ・ 適用しない	※ 14%以下	・

[6. 5. 2]

5-5. 直交集成材

ホルムアルデヒド放数量 ※ 規制対象外 ・ [6.5.2]

施 工 箇 所	品名	強度等級	種別	接着性能	樹種名	寸法	間伐材等の適用
							・

[6. 5. 2]

5-6. 合板等

ホルムアルデヒド放数量 ※ 規制対象外 ・ [6.5.2]
・ 下地用合板

施工箇所	厚さ (mm)	表板の樹種名	接着の程度	板面の品質	有効断面係数比	防虫処理	強度等級	間伐材等の適用
	※ 5.5 ・		※ 1類 針葉樹	※ 2等以上 ・ 1等	・	・ 適用する ・ 適用しない	・	・
			・ 2類					

・ 構造用合板

施工箇所	厚さ (mm)	等級	表板の樹種名	接着の程度	板面の品質	有効断面係数比	防虫処理	強度等級	間伐材等の適用
	※ 12 ・	※ 2級以上		※ 1類 針葉樹 (常時湿潤状態)	※ C-D以上	・	・ 適用する ・ 適用しない	() ・	・

・ 天然木化粧合板

施工箇所	厚さ (mm)	接着の程度	化粧板に使用する単板の樹種	防虫処理	間伐材等の適用
				・ 適用する ・ 適用しない	・

・ 特殊加工化粧合板

施工箇所	品目	厚さ (mm)	接着の程度	単板の樹種名	化粧加工の方法	防虫処理	間伐材等の適用
					・ オーバーレイ ・ プリント ・ 塗装	・ 適用する ・ 適用しない	・

・ パーティクルボード

施 工 箇 所	厚さ (mm)	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分
	※ 15 ・		※ 13タイプ	※ P又はM	・

・ 構造用パネル

施 工 箇 所	厚さ(mm)	等 級
		・ 1級 ・ 2級 ・ 3級 ・ 4級

・ MDF

施 工 箇 所	厚さ (mm)	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分
			※ 13タイプ	※ P又はM	・

[6. 5. 2]

5-7. 接合具等

造作材の化粧面の釘打ち ※ 隠し釘打ち ・ 釘頭埋め木 ・ つぶし頭釘打ち ・ 釘頭表し [6.5.3、4]
諸金物の形状、寸法 ※ 標準表6.5.3～5による ・ 図示
諸金物の材質 ※ 標準表8.20.1のF種程度 ・ 図示
接着剤に含まれる可塑剤は、難燃剤性のものとする。
ホルムアルデヒドの放数量 ※ F☆☆☆☆ ・

[6. 5. 3, 4]

5-8. 防蟻・防蟻防虫

・ 防蟻、防蟻処理が不要な樹種による製材及び集成材適用部位:() [6.5.5]
・ 薬剤の加圧注入による防蟻・防蟻処理

適 用 部 位	保存処理性能区分
	・ K2 ・ K3 ・ K4
	・ K2 ・ K3 ・ K4
	・ K2 ・ K3 ・ K4

・ 薬剤の塗布等による防蟻・防蟻処理
JIS K 1571付属表A (規定)に基づく表面処理用木材保存材による、処理の適用、薬剤の種類及び適用部位

適 用 部 位	薬剤の種類
	※ 図示 ・
	※ 図示 ・
	※ 図示 ・

処理の方法 ※製造所の仕様による ・ 図示
・ 接着材への薬剤混入による防蟻・防蟻処理適用部位 ()
・ 合板等の加圧注入処理等による防蟻・防蟻処理適用部位 ()
・ 防虫処理適用部位 ()

[6. 5. 5]

5-8. 木材材料

鉄筋コンクリート等での内部間仕切軸組及び床組 [6.5.6]
間仕切軸組に用いる木材 ※ 杉 ・ 松 ・ 図示 ・
床組に用いる木材 ※ 杉 ・ 松 ・ 図示 ・
土間スラブの類の場合 ※ 保存処理木材 ・ ひのき ・ 図示 ・
窓、出入口その他 [6.5.7]
吊り枠、水掛りの下枠及び敷居 ※ ひのき ・ 図示 ・
その他 ※ 杉 ・ 松 ・ 図示 ・ [6.5.8]
縁甲板及び上りりがまちに用いる木材 ※ ひのき ・ 図示 ・ [6.5.9]
壁及び天井下地 ※ 杉 ・ 松 ・ 図示 ・

[6. 5. 6]

⑥ 軽量鉄骨天井下地

野縁等の種類 [6.6.2～4]
※ 屋外 (※ 25 形 ・ 19 形) ※ 屋内 (※ 19 形 ・ 25 形)
屋外の軒天井、ビロティ天井等
屋外での施工
野縁受、つりボルト及びギンサートの間隔及び周辺部の端からの距離 ※ 図示
野縁の間隔 ※ 図示
・ ダクト等の開口によりつりボルトの間隔が900mmを超える場合補強方法 ※ 図示
・ 天井のふところがある場合1.5m以上3.0m以下の場合補強方法 ※ 改修標準6.6.4(8) (7)～(4)による ・ 図示
・ 天井のふところがある場合3.0mを超える場合補強方法 ※ 図示
・ 天井下地材における耐震性を考慮した補強補強箇所 ・ 図示
補強方法 ※ 図示
・ 屋外の軒天井及びビロティ天井等における耐風圧性を考慮した補強補強方法 ※ 図示

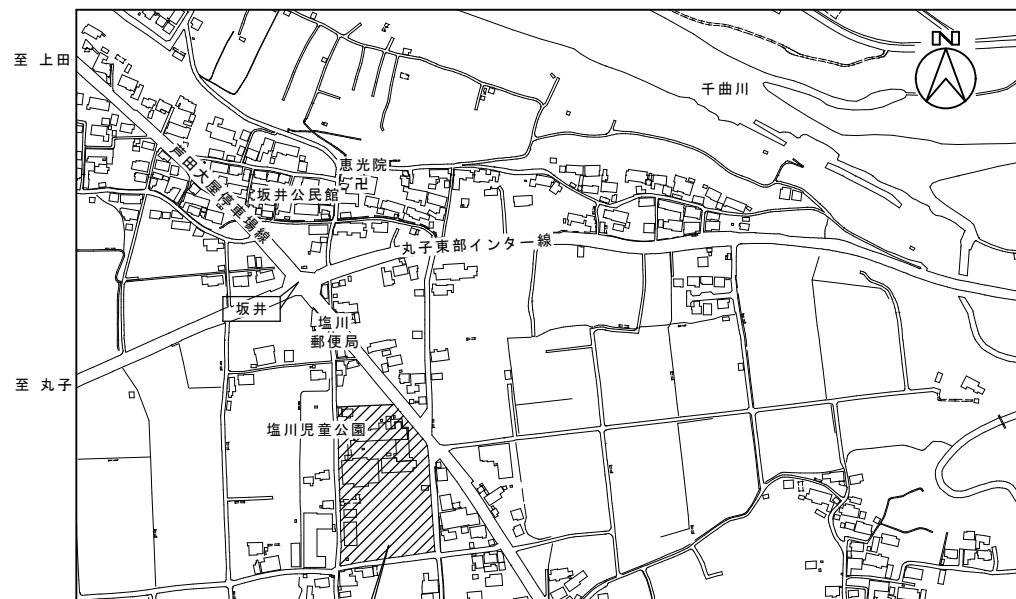
[6. 6. 2～4]

⑦ 軽量鉄骨壁下地

スタッド、ランナーの種類 [6.7.3、4]
※ 改修標準表6.7.11によるスタッドの高さによる区分に応じた種類 ・ 図示
スタッドの高さが5.0mを超える場合 ※ 図示
出入口及びこれに準ずる開口部の補強 ※ 標準6.7.4(5) (7)～(9)による ・ 図示

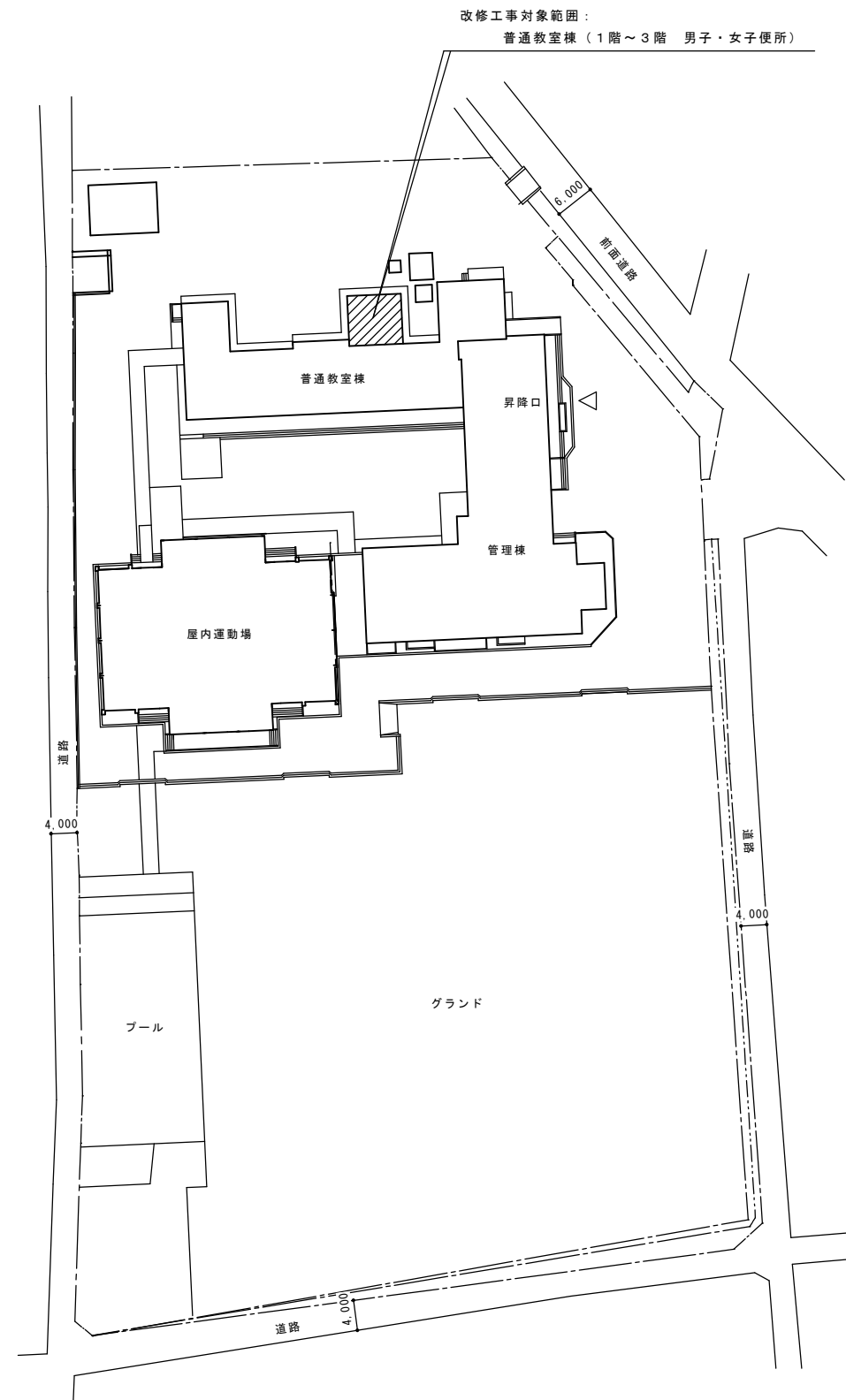
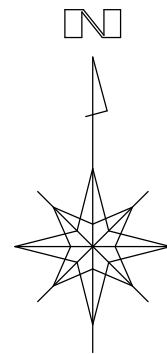
[6. 7. 3, 4]

2025.06.28



改修工事対象：
塩川小学校
上田市塩川南方 1400 (住所)

案内図 (S=1:4000)



改修工事対象範囲：
普通教室棟 (1階～3階 男子・女子便所)

配置図 (S=1:500)



上田市都市建設部建築課

事業年度
R6/(R7)/R8

株式会社 久高設計

代表 長野県知事登録 第上田N-78311号
名称 株式会社 久高設計
住所 長野県上田市住吉5-6番地2
代表者 小 福田 洋

設計者 1級建築士
国土交通大臣登録
第292990号
小 福田 洋

工事名

塩川小学校トイレ改修工事

図名

案内図・配置図

縮尺
A1 1/500-4000
A3 1/1000-8000

No.
A-05

改修特記事項

- ・既存和式便所、配管の穴の埋戻しのコンクリート設計基準強度は21N/mm2とする。

・t-3 メラミン不燃化粧板貼りは「アイカ セラール」同等とする。

・汚垂石は「リクシル レストールキラミック」同等とする。

・廊下パーテーションは「コマニー SPart Aタイプ」同等とする。

・木部分のUC塗装は「水性1液ウレタンクリア B種」塗装とする。

内部仕上表

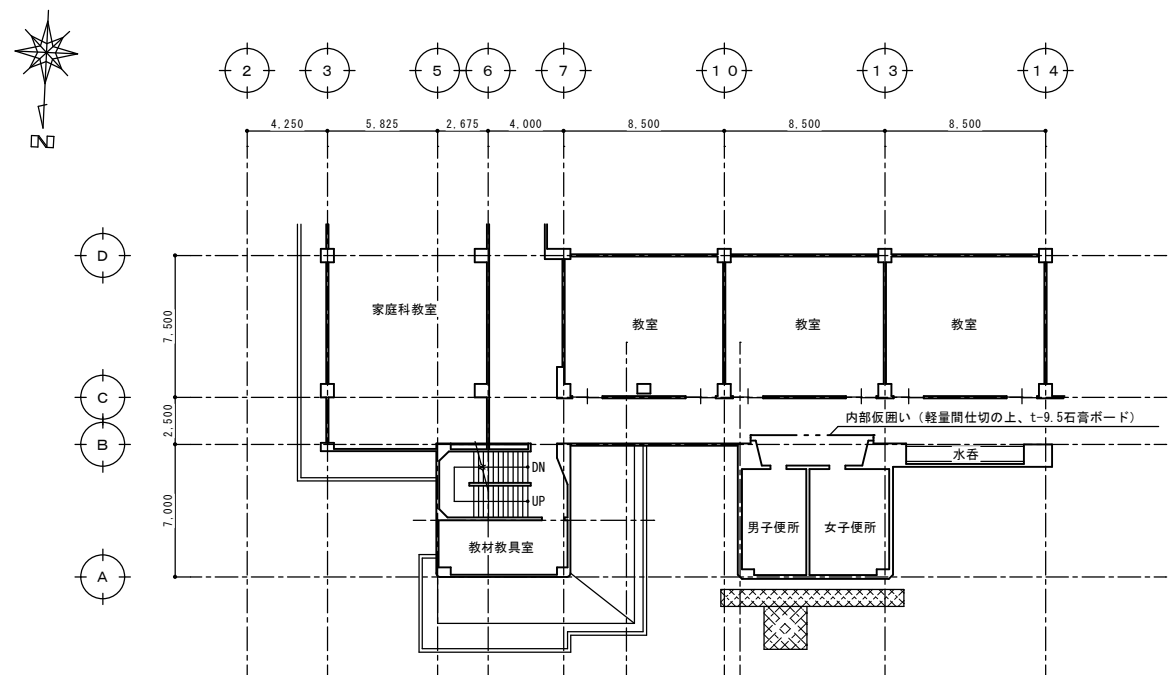
階 数	室 名	改修前後	床 仕 上 げ	幅 木	壁 仕 上 げ	天 井 仕 上 げ	天井廻縁	天井高さ	備考	
1・2・3 階 共通	廊下	既存	t-2.5 長尺塩ビシート貼り ≫トイレ前対象範囲 撤去	—	モルタル下地の上、二丁掛タイル貼り ≫トイレ前対象範囲 撤去	軽鉄下地の上、t-9.5 化粧石膏ボード貼り ≫トイレ前対象範囲 撤去	塩ビ	2,540	既設 室名札 ≧ 撤去	
		改修	下地調整の上、t-2.5 長尺塩ビシート貼り	対象範囲 タモ集成材 UC H=100	LGS(65型)新設の上、t-12.5+9.5 石膏ボード張り、 t-3 メラミン不燃化粧板貼り	軽鉄下地の上、t-9.5 化粧石膏ボード貼り	塩ビ	2,540	ビクトサイン新設 天井点検口取付け（各階3ヶ所） オイルタンクシャフト内、設備補強材新設	
	多目的トイレ （1階のみ）	既存	モルタル金ゴテ下地の上、t-2.5 長尺塩ビシート貼り ≫長尺塩ビシート全て撤去	—	モルタル下地の上、100角磁器タイル貼り ≫全て撤去	軽鉄下地の上、t-6 ケイカル板 目透かし張り AEP塗装 ≫全て撤去	塩ビ	2,500	SUS手すり ≧ 撤去	
		改修	下地調整の上、t-2.0 長尺塩ビシート貼り	床塩ビシート立上げ H=100 塩ビ製壁見切り	LGS(65型)の上、t-12.5 石膏ボード張り、 t-6 化粧ケイカル板貼り	軽鉄下地の上、t-9.5 化粧石膏吸音ボード貼り	塩ビ	2,500	入口床ステンレス見切り	
	男子トイレ	既存	モルタル防水下地の上、シート防水(工研シートST同等) 磁器モザイクタイル貼り 一部 t-2.5 長尺塩ビシート貼り ≫磁器モザイクタイル部分既存のまま、ケレン処理、 長尺塩ビシート部分全て撤去	—	モルタル下地の上、100角磁器タイル貼り ≫既存のまま 一部 CB部分はすべて撤去	軽鉄下地の上、t-6 ケイカル板 目透かし張り AEP塗装 ≫全て撤去	塩ビ	2,500～2,580	床下点検口(1階のみ) ≧ 撤去 床ステンレス見切り ≧ 撤去 トイレスクリーン ≧ 撤去 天井点検口 ≧ 撤去	
		改修	磁器モザイクタイル部分、モルタル敷込(勾配調整)、 t-25 スタイロフォーム + t-12 構造用合板敷込み、 SL材不陸調整の上、t-2.5 長尺塩ビシート貼り 長尺塩ビシート部分、下地調整の上、t-2.5 長尺塩ビシート貼り	床塩ビシート立上げ H=100 塩ビ製壁見切り	W-1：既存タイルケレンの上、t-6 化粧ケイカル板直貼り W-2：LGS(20型)の上、t-12.5 石膏ボード張り、 t-6 化粧ケイカル板直貼り W-2：LGS(65型)の上、t-12.5 石膏ボード張り、 t-6 化粧ケイカル板直貼り	軽鉄下地の上、t-9.5 化粧石膏吸音ボード貼り	塩ビ	2,500	入口三方枠(SUS HL)、SUS床下点検口移設・新設(1階のみ) 床補強ジャッキ(1階のみ)、壁小口SUS-HL見切り 入口床ステンレス見切り、汚垂石、ライニング天板※ストフォーム、 天井点検口(各階1ヶ所)、壁点検口(各階1ヶ所) 壁出隅 ｲｲ型ﾌﾙﾐ見切り	
	女子トイレ	既存								床下点検口(1階のみ) ≧ 撤去 床ステンレス見切り ≧ 撤去 トイレスクリーン ≧ 撤去 天井点検口 ≧ 撤去
		改修	男子トイレと同じ							入口三方枠(SUS HL)、SUS床下点検口新設(1階のみ) 入口床ステンレス見切り、ライニング天板※ストフォーム 天井点検口(各階1ヶ所) 壁出隅 ｲｲ型ﾌﾙﾐ見切り

※防音の為、多目的トイレの間仕切壁内には、「t-50グラスウール 24kg/m3」を充填とする。

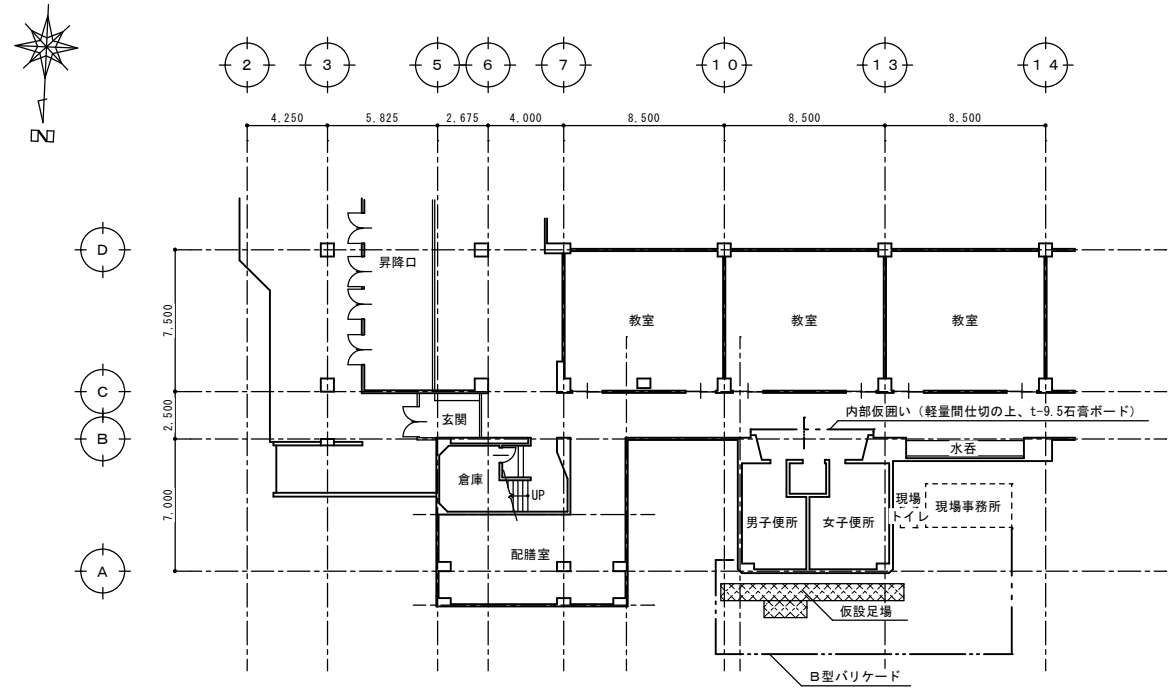
アスベスト調査 実施結果

分析実施日：令和 8 年 1 月 1 6 日 ～ 令和 8 年 1 月 2 1 日
竣工が同時期の為、今回の改修工事対象範囲について、アスベスト調査の結果は共通とする。

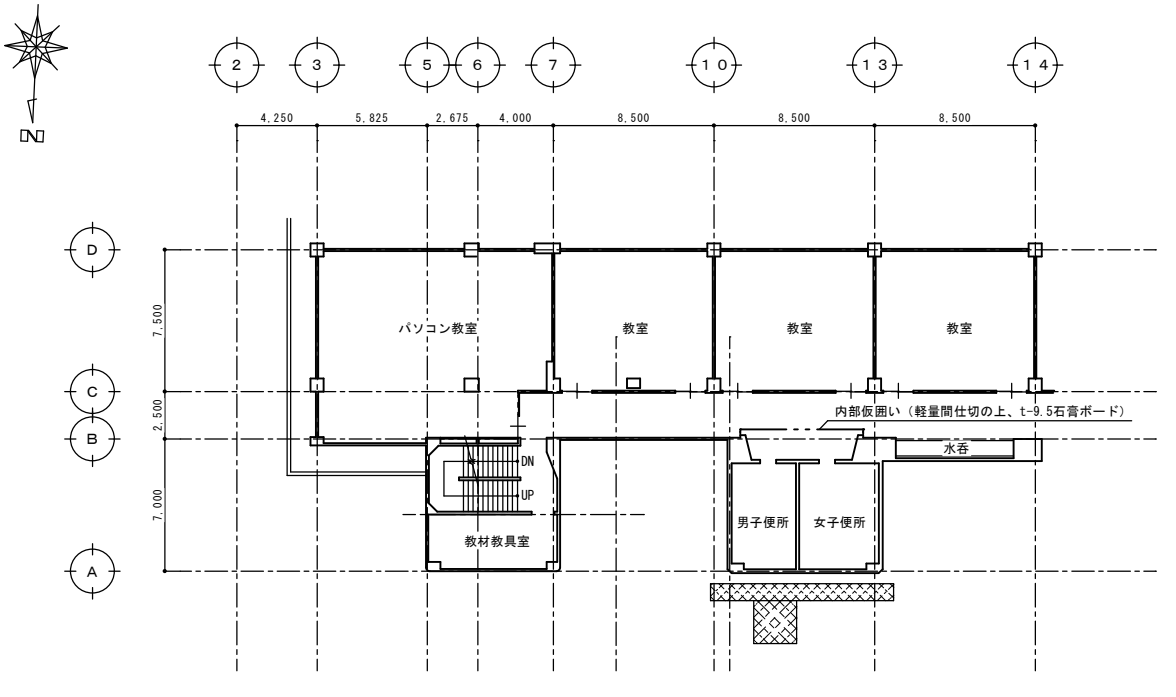
No.	既存使用箇所	建材名	AS有無	石綿種類	採取場所	備考
1	床	ビニル床シート+接着剤+モルタル	無	—	1F 男子便所、2F 男子便所、3F 男子便所	
2	床	モザイクタイル下地モルタル	無	—	1F 女子便所、2F 女子便所、3F 女子便所	
3	壁	磁器質タイル下地モルタル	無	—	1F 女子便所、2F 女子便所、3F 女子便所	
4	天井	ケイ酸カルシウム板 1 種	有	クリソタイル	1F 男子便所、2F 男子便所、3F 男子便所	
5	天井裏	耐火二層管	無	—	1F 男子便所、2F 男子便所	



2 階平面図

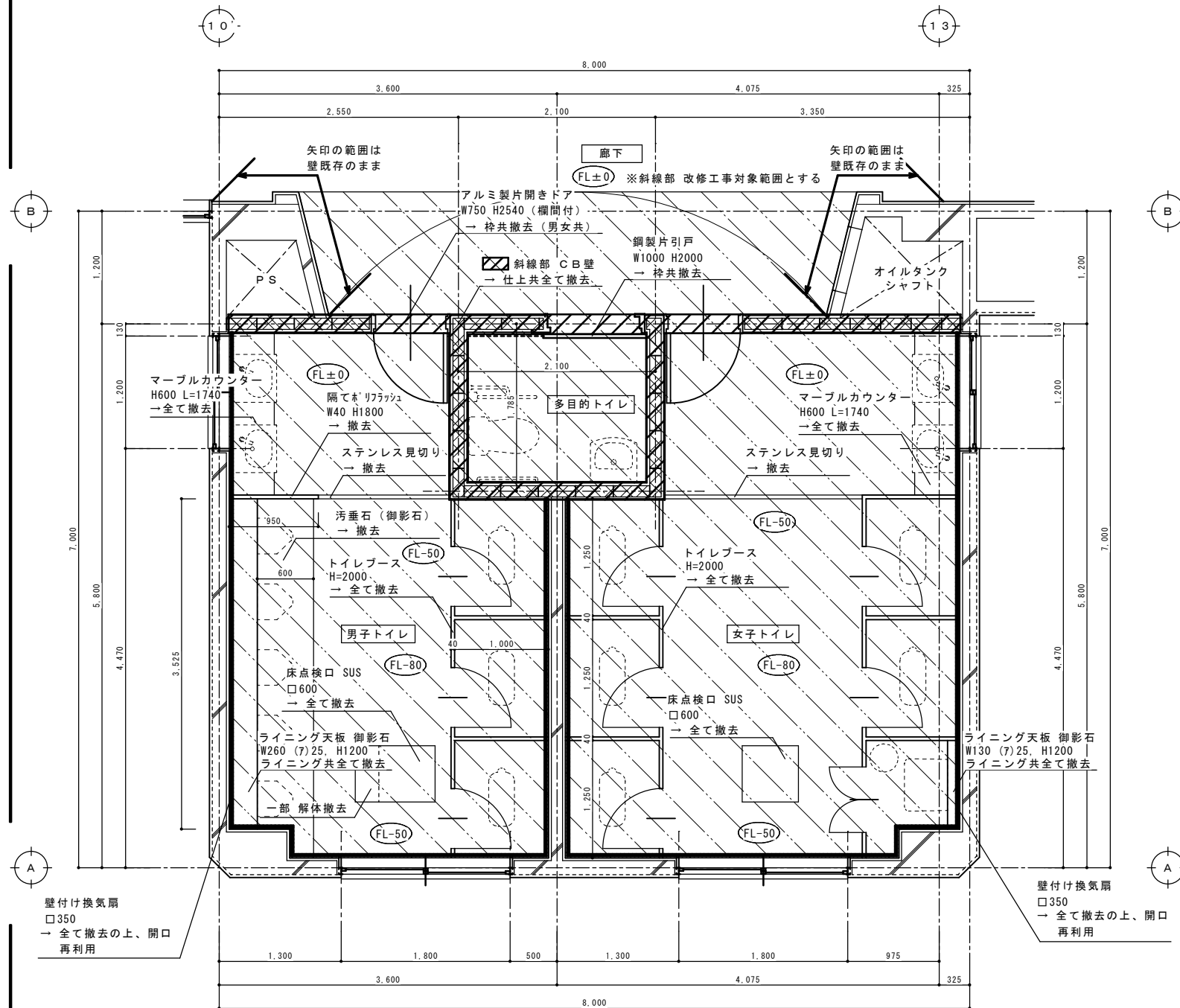


1 階平面図

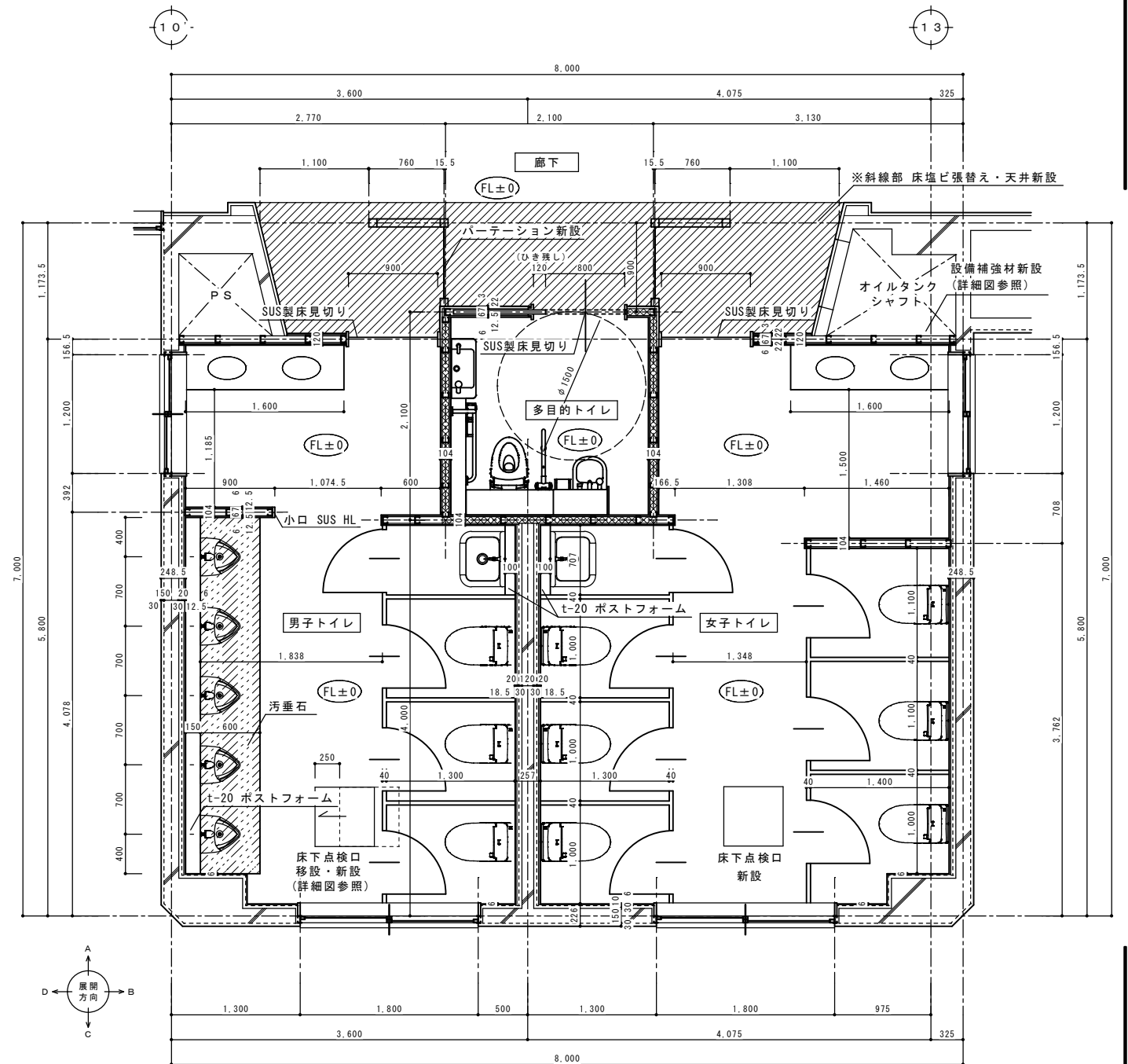


3 階平面図

1 階既存



1 階改修

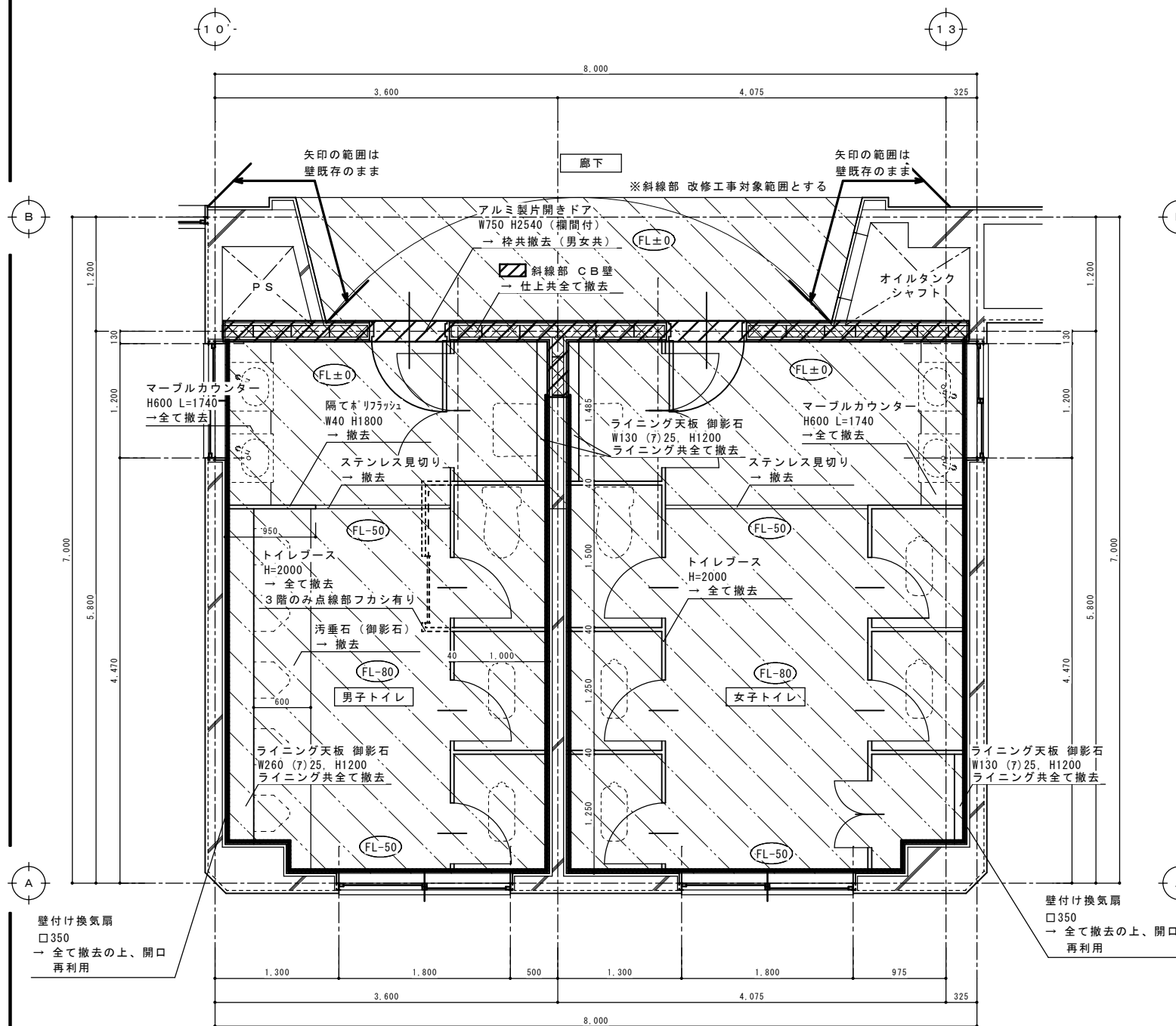


壁付け換気扇
□350
→ 全て撤去の上、開口
再利用

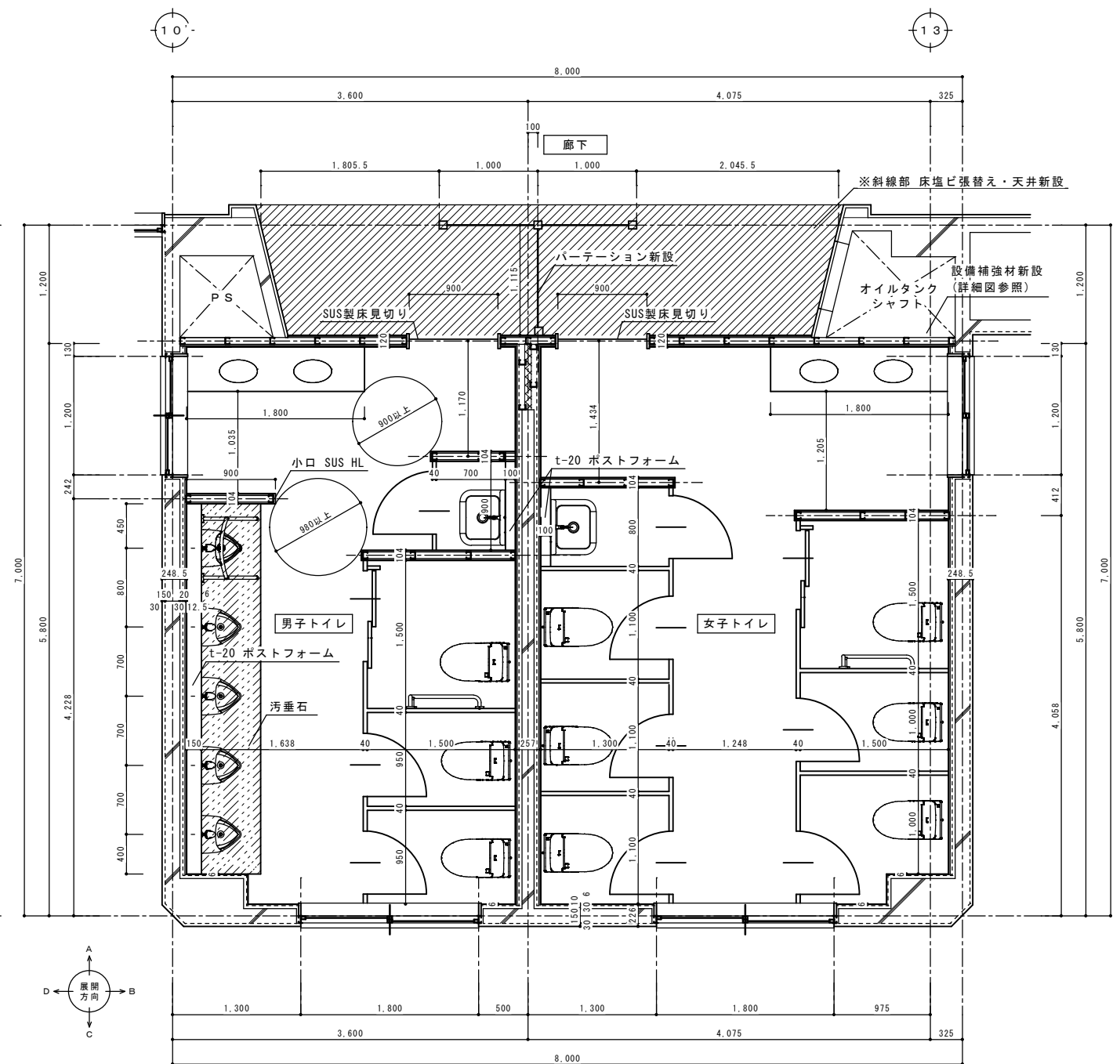
壁付け換気扇
□350
→ 全て撤去の上、開口
再利用

太線部は、壁仕上を既存のまま改修工事とする
(ライニング部分は下地共撤去)

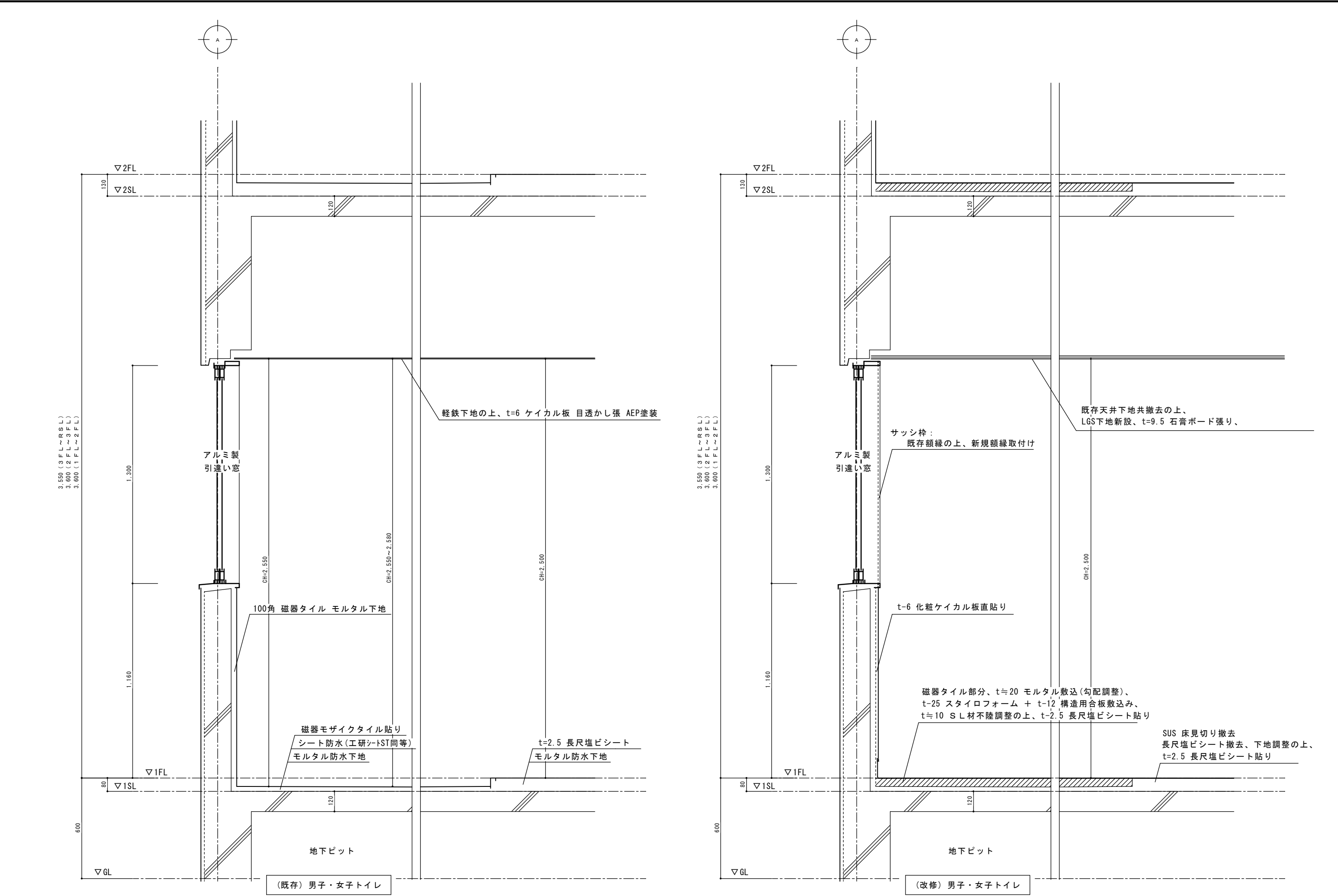
2, 3階既存

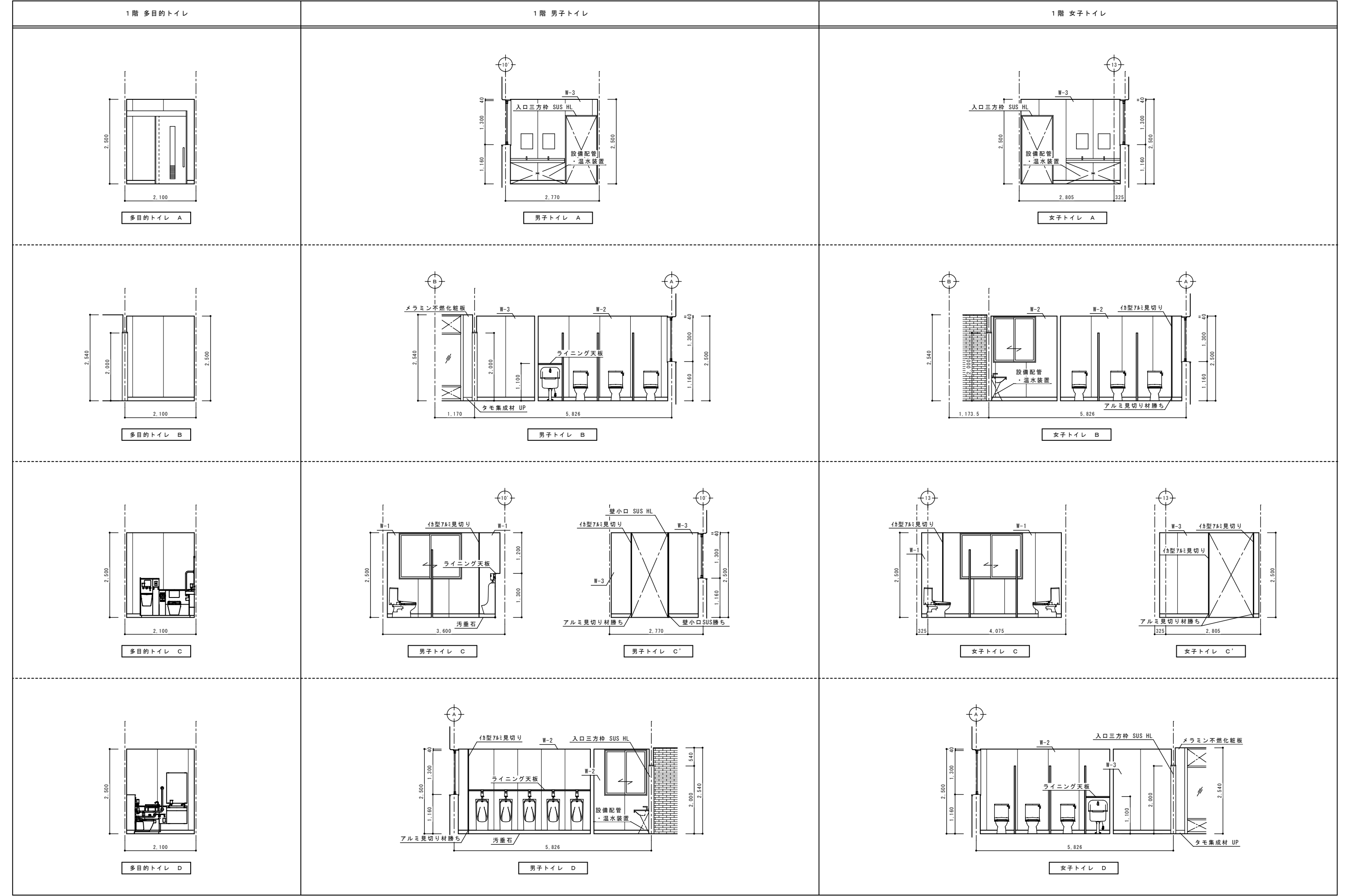


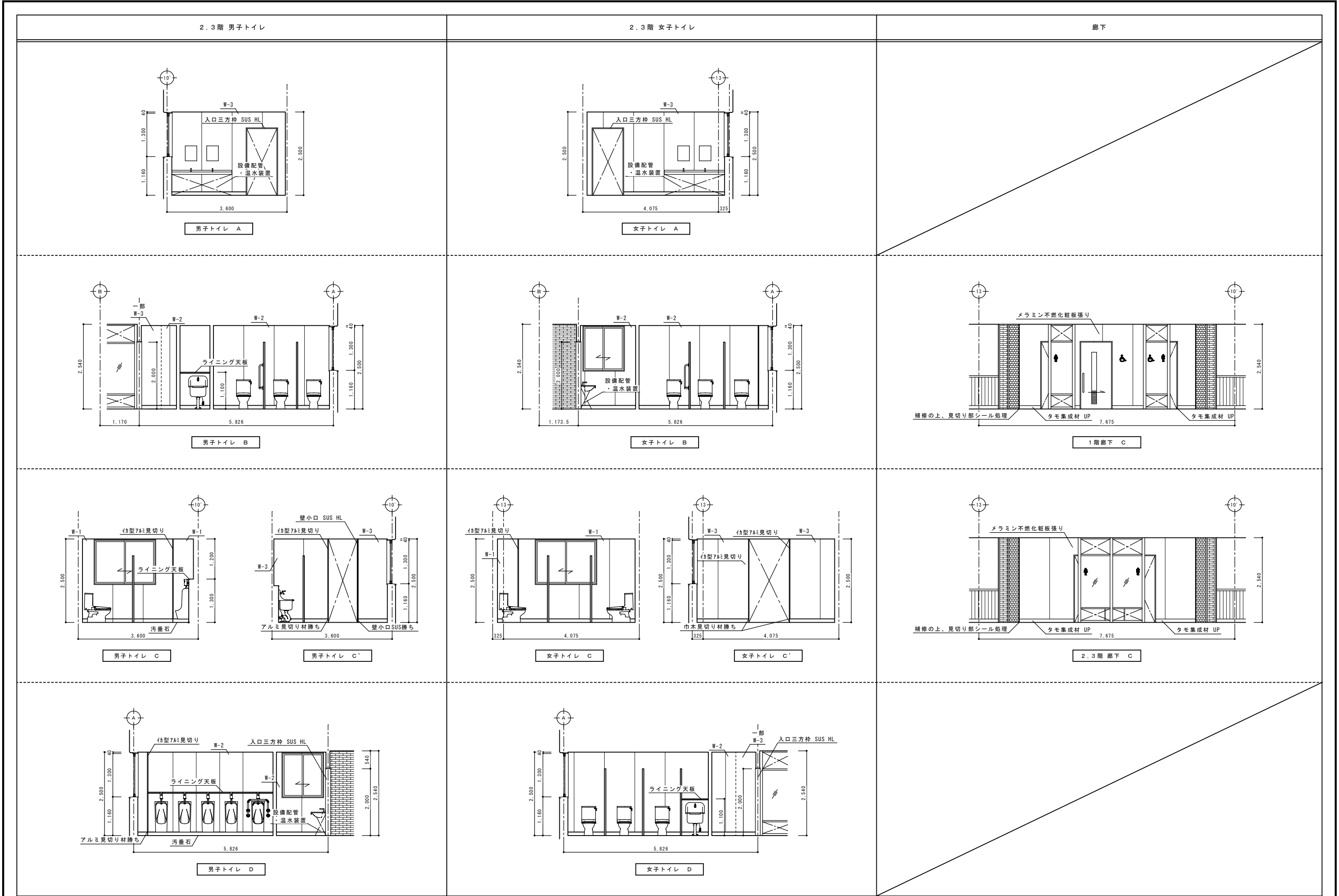
2, 3階改修



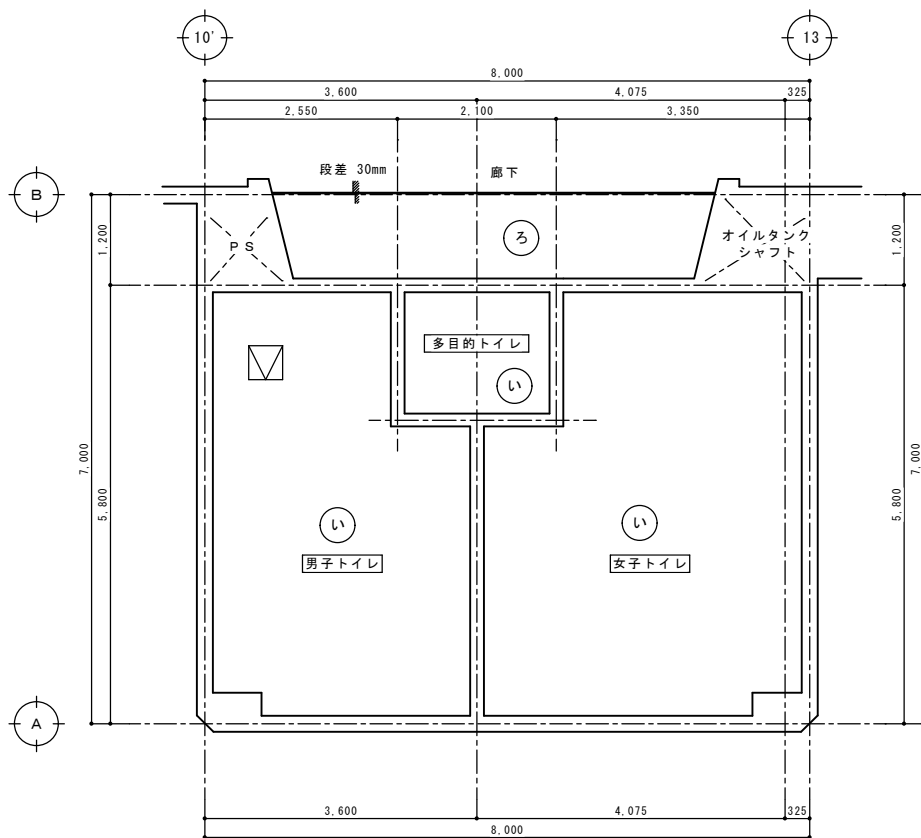
—— 太線部は、壁仕上を既存のまま改修工事とする
(ライニング部分は下地共撤去)







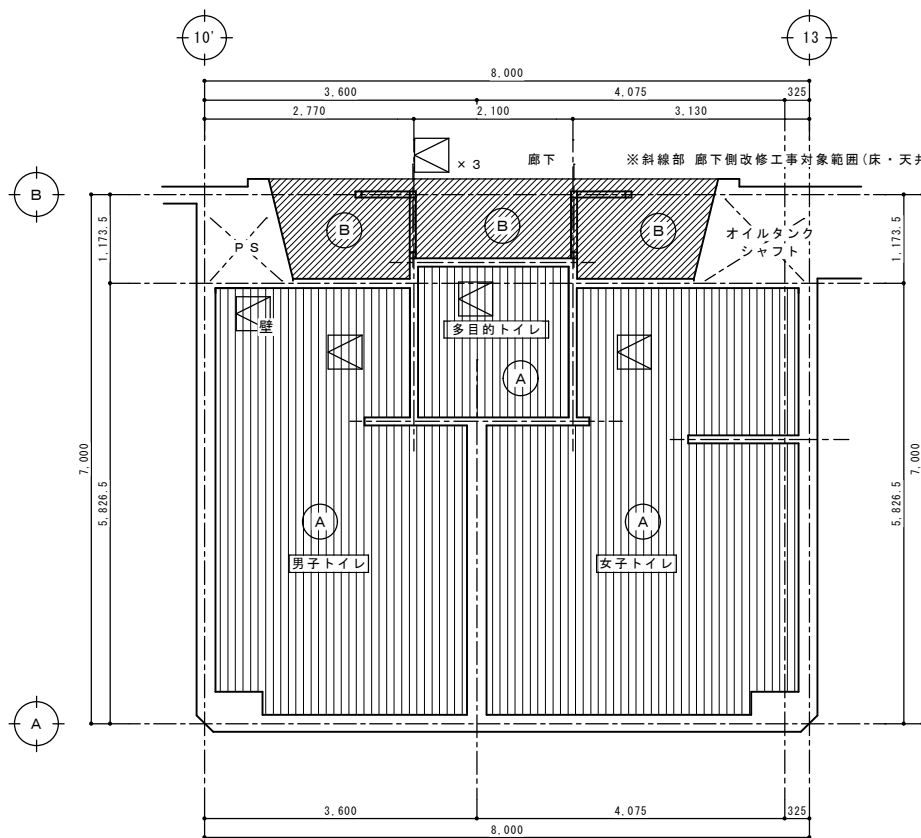
1 階既存



記号	
い	軽鉄下地の上、t=6 ケイカル板 目透かし張 AEP塗装 → 全て撤去
ろ	軽鉄下地の上、 t=9.5 化粧石膏ボード貼り → 全て撤去
▽	450角アルミ製点検口 → 全て撤去

※廻り縁はすべて塩ビとする

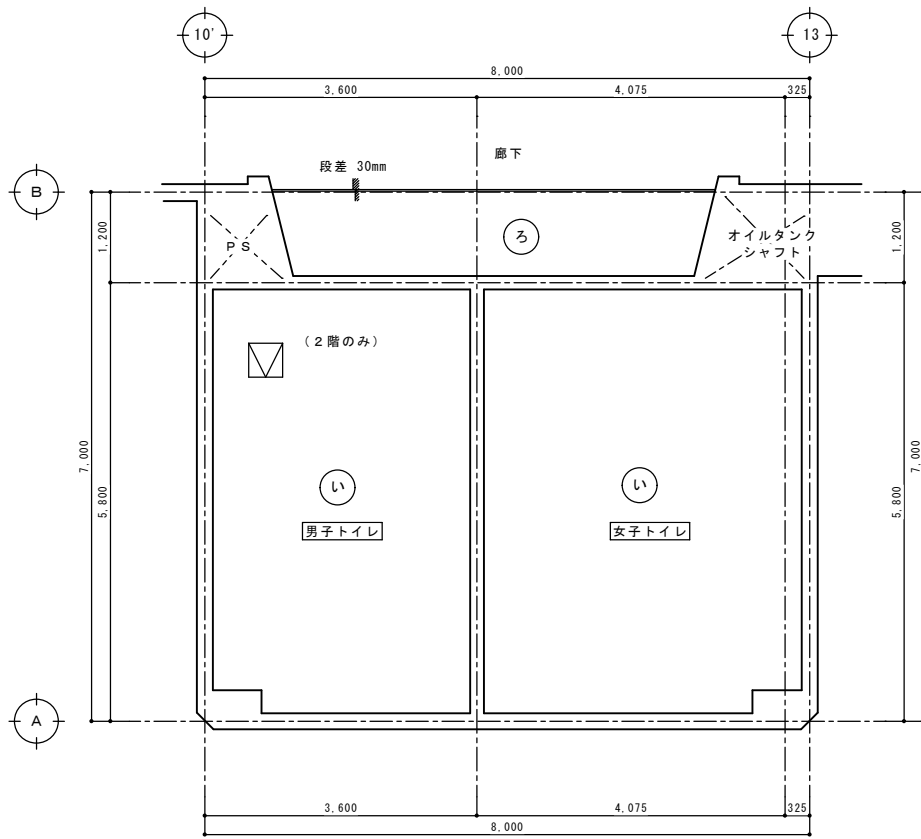
1 階改修



記号	
A	軽鉄下地(新設)の上、 t=9.5 化粧石膏吸音ボード張り
B	軽鉄下地(新設)の上、 t=9.5 化粧石膏ボード貼り
▽	450角アルミ製点検口 ※位置は参考とする
▽ _壁	450角(壁付け)アルミ製点検口

※廻り縁はすべて塩ビとする

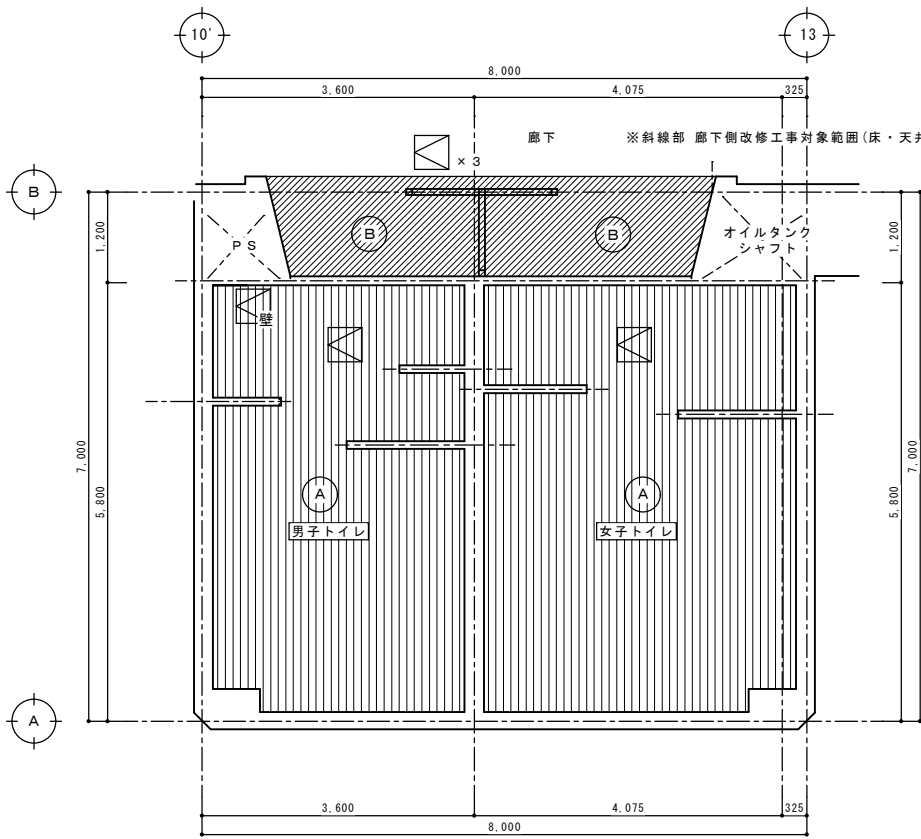
2, 3 階既存



記号	
い	軽鉄下地の上、t=6 ケイカル板 目透かし張 AEP塗装 → 全て撤去
ろ	軽鉄下地の上、 t=9.5 化粧石膏ボード貼り → 全て撤去
▽	450角アルミ製点検口 → 全て撤去

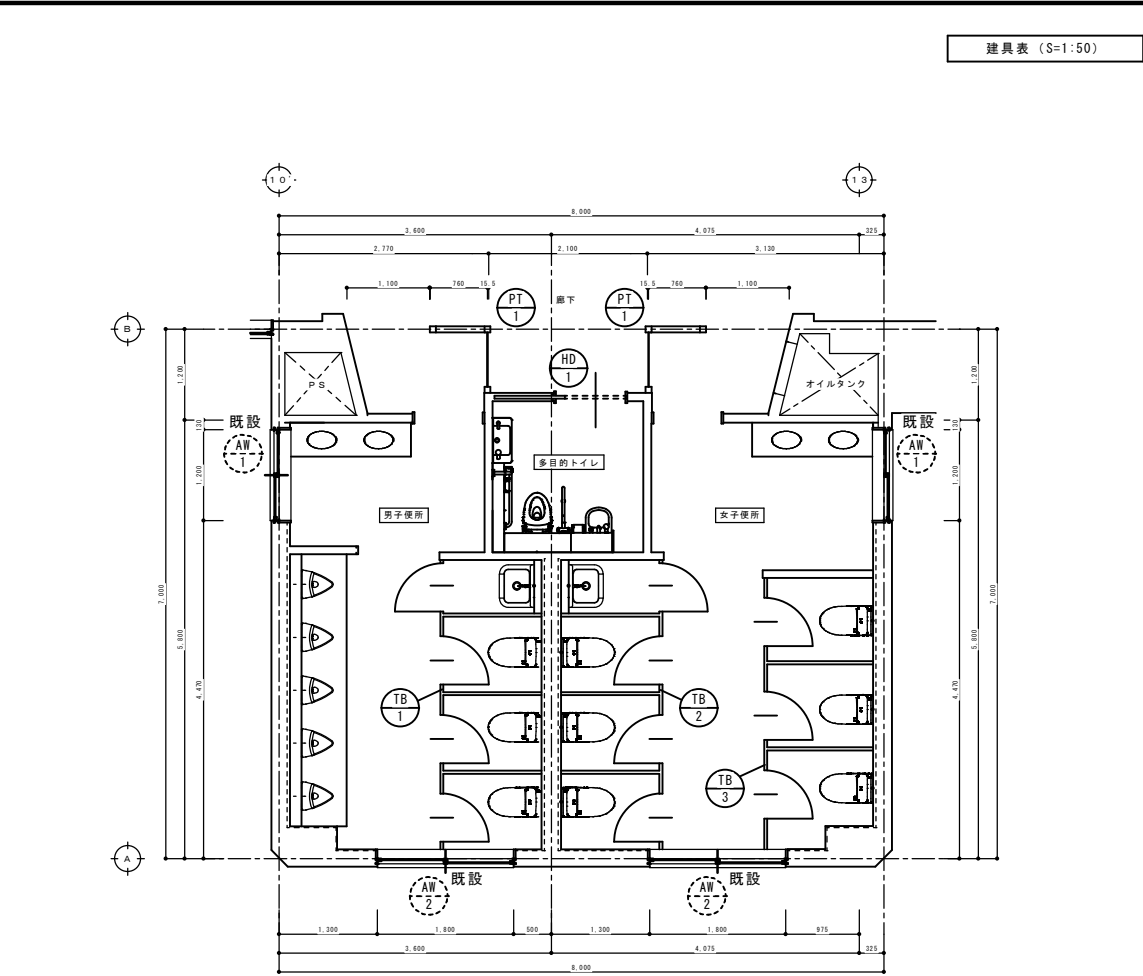
※廻り縁はすべて塩ビとする

2, 3 階改修

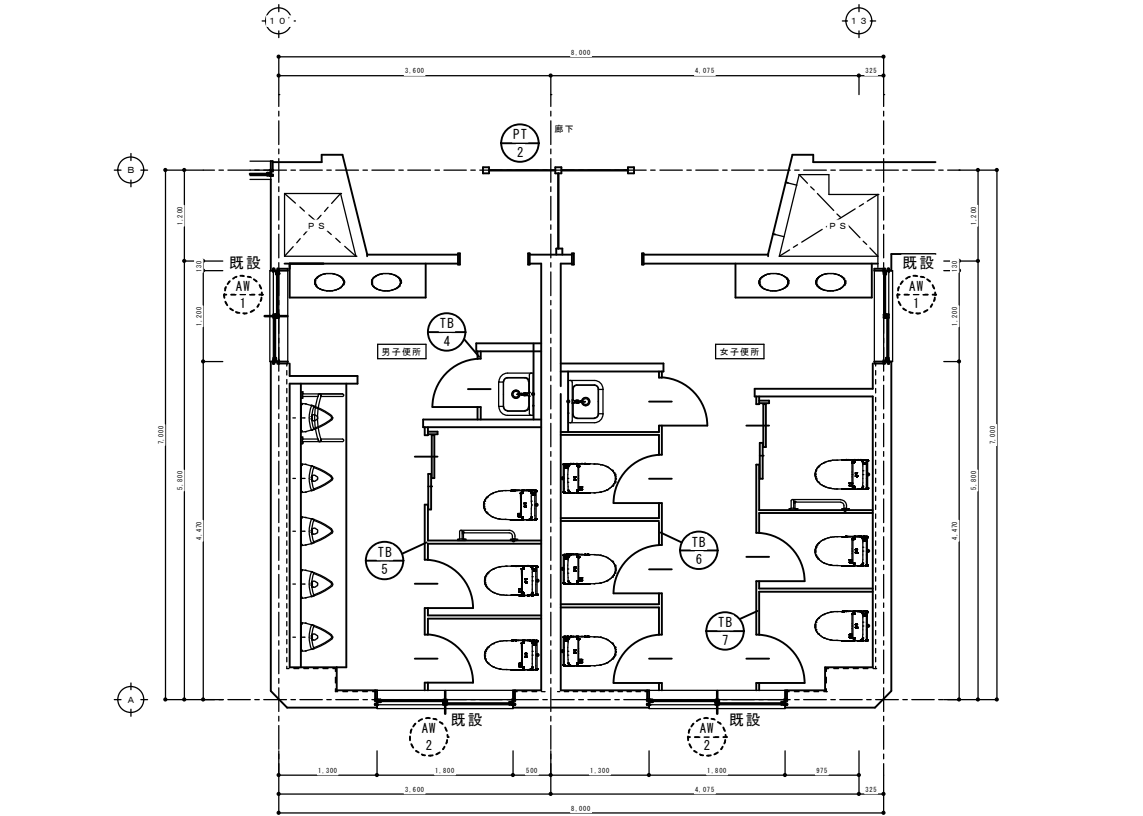


記号	
A	軽鉄下地(新設)の上、 t=9.5 化粧石膏吸音ボード張り
B	軽鉄下地(新設)の上、 t=9.5 化粧石膏ボード貼り
▽	450角アルミ製点検口 ※位置は参考とする
▽ _壁	450角(壁付け)アルミ製点検口

※廻り縁はすべて塩ビとする



1階キープラン (S=1:50)

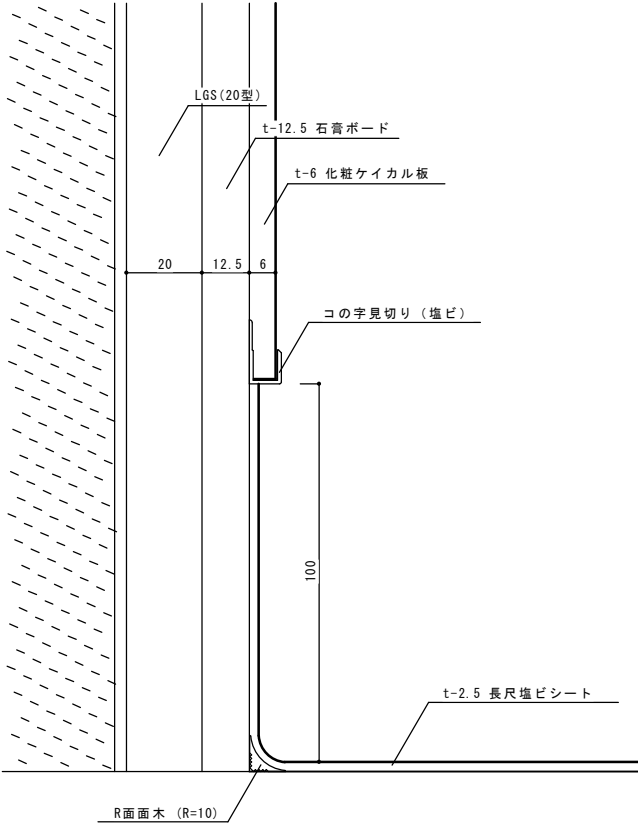
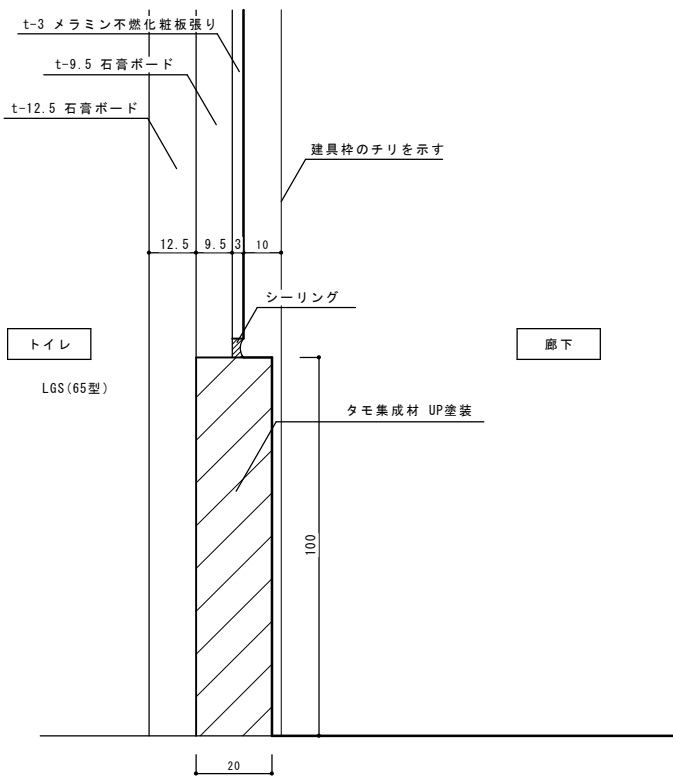
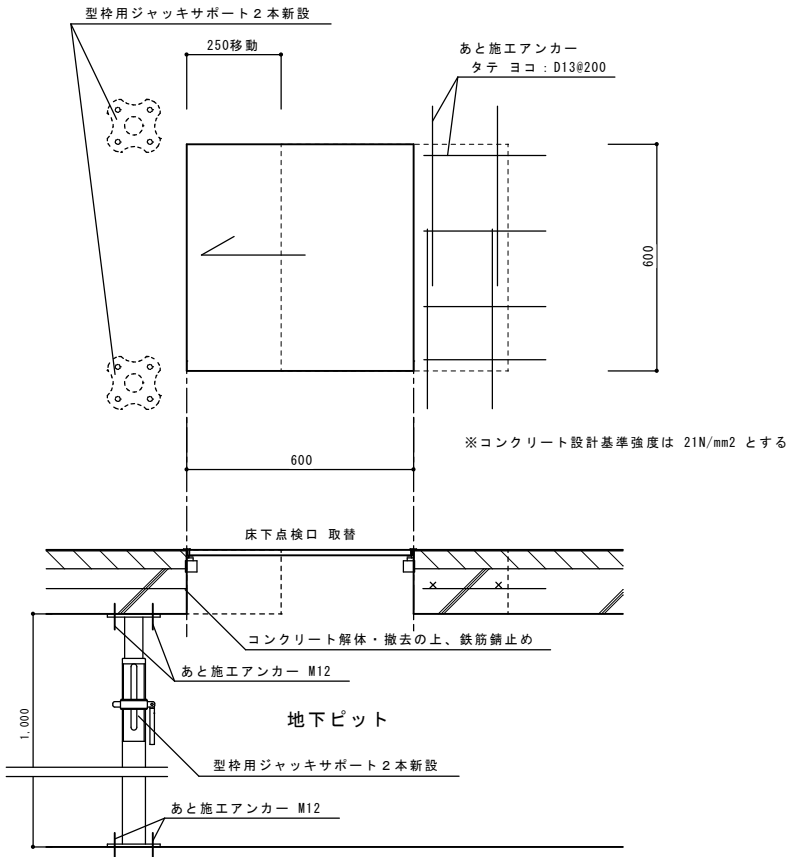
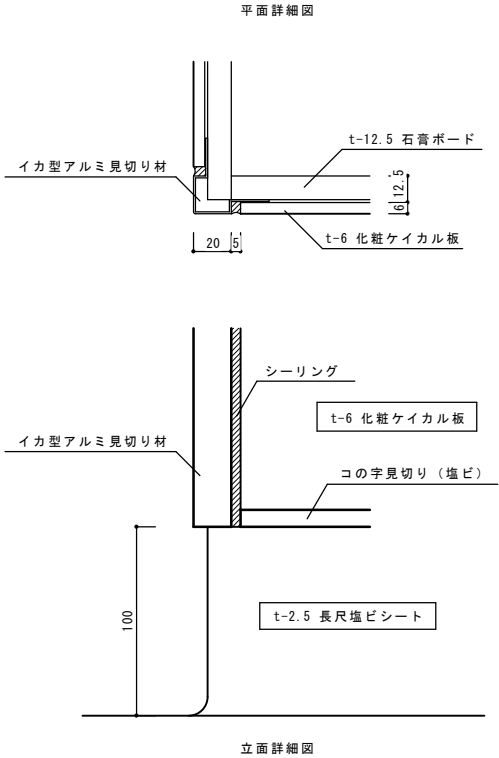
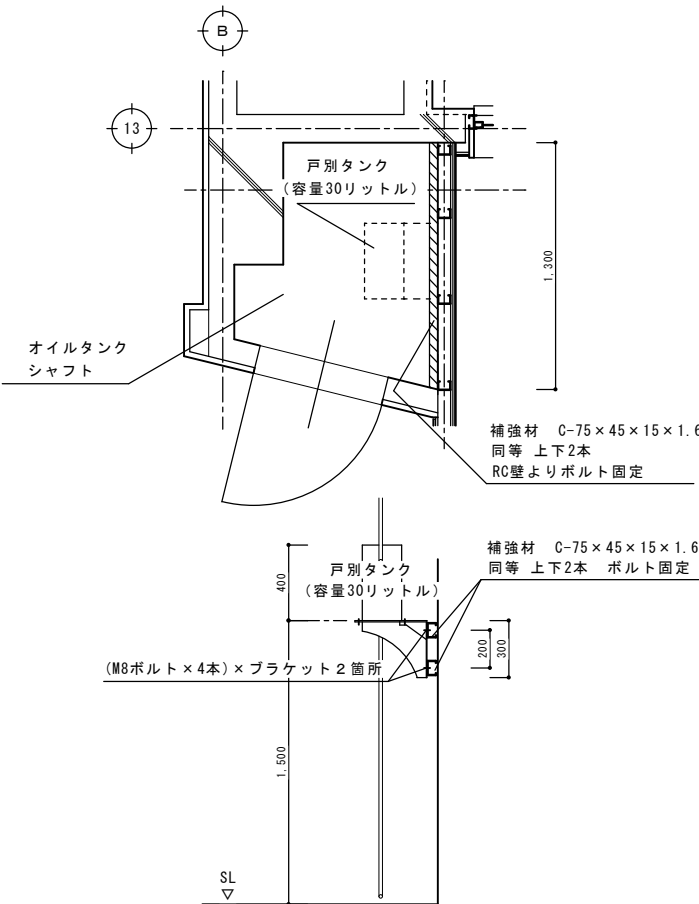
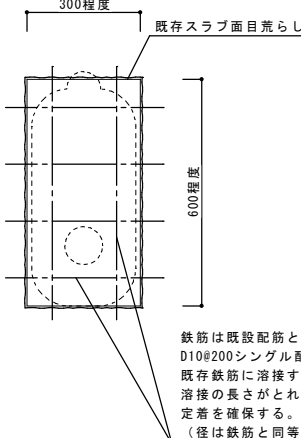


2,3階キープラン (S=1:50)

※1 掃除用具入れブースは不要とする

建具表 (S=1:50)

見込・箇所						
	既設		既設		既設	
	記号		記号		記号	
	名称・箇所		名称・箇所		名称・箇所	
仕上	アルミ		同左		化粧鋼板 t=0.5	
見込	70mm		同左		135mm	
硝子	3mm 透明、6.8mm 網入り透明 (3箇所)		3mm 透明、6.8mm 網入り透明 (6箇所)		4mm 型 アルミガラリ	
建具金物	引手 クレセント 水切り アングルピース		同左		SUS引棒、表示錠、戸当りゴム、ハンガー装置	
備考	木額縁 (三方)、アルミ額縁 (下枠)		同左		自動閉鎖装置、SUS搭擦、標準附属金物一式	
見込・箇所						
	記号		記号		記号	
	名称・箇所		名称・箇所		名称・箇所	
	仕上		同左		同左	
見込	メラミン化粧板フラッシュ 芯材パーティクルボード		同左		同左	
見込	40mm		同左		同左	
硝子	—		同左		同左	
建具金物	表示付スライド錠 (※1)、ステンレス巾木、戸当たりストッパー、グラビティード番		同左		同左	
備考	アルミオールエッジ品 (※1)、非常時外開き金物 (※1)、付属品一式		同左		同左	
見込・箇所						
	記号		記号		記号	
	名称・箇所		名称・箇所		名称・箇所	
	仕上		メラミン化粧板フラッシュ 芯材パーティクルボード		同左	
見込	メラミン化粧板フラッシュ 芯材パーティクルボード		同左		同左	
見込	40mm		同左		同左	
硝子	—		同左		同左	
建具金物	ステンレス巾木、戸当たりストッパー、		表示付スライド錠 (※1)、ステンレス巾木、戸当たりストッパー、グラビティード番		同左	
備考	グラビティード番、付属品一式		アルミオールエッジ品 (※1)、非常時外開き金物 (※1)、付属品一式		同左	
見込・箇所						
	記号		記号		記号	
	名称・箇所		名称・箇所		名称・箇所	
	仕上		パーティション		同左	
見込	メラミン化粧板フラッシュ 芯材パーティクルボード		アルミ合金・溶融亜鉛メッキ鋼板 焼付塗装		アルミ合金 焼付塗装	
見込	40mm		80mm		同左	
硝子	—		t=5 ポリカーボネート すりガラス調		同左	
建具金物	表示付スライド錠 (※1)、ステンレス巾木、戸当たりストッパー、グラビティード番		—		同左	
備考	アルミオールエッジ品 (※1)、非常時外開き金物 (※1)、付属品一式		ビクトサイン貼付		同左	

長尺塩ビシート立上げ巾木 詳細図 (S=1:1) 	廊下 タモ集成材巾木 詳細図 (S=1:1) 	床下点検口移設 詳細図 (S=1:10) 
イカ型アルミ見切り材取合い部 詳細図 (S=1:2) 	オイルタンクシャフト内設備補強詳細図 (S=1:20) 	和風便器撤去跡開口閉鎖復旧 詳細図 (S=1:10) 

 上田市都市建設部建築課	事業年度 R6/(R7)/R8	 株式会社 久高設計	代表 長野県知事登録 第1田N-78311号 名称 株式会社 久高設計 住所 長野県上田市住吉5-6番地2 代表者 小福田洋	設計者 1級建築士 国土交通大臣登録 第292990号 小福田洋	工事名	塩川小学校トイレ改修工事	図名	各部詳細図	縮尺 A1 1/1.2・10・20 A3 1/2.4・20・40	No. A-15
--	--------------------	---	--	--	-----	--------------	----	-------	--	-------------

改 修 主 要 機 器 表									
記 号	名 称	設 置 場 所	仕 様				電 源	消 費 電 力	数 量
EPH-1	電 気 パ ネ ル ヒ ー タ ー	1～3F 男子トイレ	壁掛露出型 放熱量 1.5KW				1φ 200V	1.5KW	6
		1～3F 女子トイレ	サ-モット、いたずら防止加へ、吹出口が-ド、取付金物、他附属部品一式						
EPH-2	電 気 パ ネ ル ヒ ー タ ー	1～3F 男子トイレ	壁掛露出型 放熱量 0.5KW				1φ 200V	0.5KW	6
		1～3F 女子トイレ	サ-モット、いたずら防止加へ、吹出口が-ド、取付金物、他附属部品一式						
EPH-3	遠 赤 外 線 ふ く 射 暖 房 機	1F 多目的トイレ	天井埋込型 放熱量 0.5KW				1φ 200V	0.5KW	1
			参考寸法 840L×350W×48D						
			サ-モット(デジタル式・いたずら防止機能付)、取付金物、他附属部品一式						
			参考型番	風量 (m3/H)	静圧 (Pa)	仕 様			
FV-1	壁 取 付 型 換 気 扇	1～3F 男子トイレ	EX-25EK10-C	490	9	不燃枠、SUS製ウエザ-ガ-(-防虫網付)	1φ 100V	65W	6
		1～3F 女子トイレ							
FV-2	天 井 埋 込 型 換 気 扇	1F 多目的トイレ	VD-15ZC14	120	60	防振吊り金物	1φ 100V	15.5W	1

保 温 工 事				
管種	施工箇所	施工種別	保温仕様	
給水管	天井P/S内	c・(ウ)・Ⅷ	保温箇	粘着テープ ポリエチレンフィルム アルミガラスクロス
	暗渠内(ピットも含む)	d・(ウ)・Ⅷ	保温箇	粘着テープ ポリエチレンフィルム 着色アルミガラスクロス
注記 各配管の保温厚で共通仕様書中厚30mm未満の箇所はすべて厚30mm以上とする。(ただし、排水管、ドレン管、冷媒管は除く)				

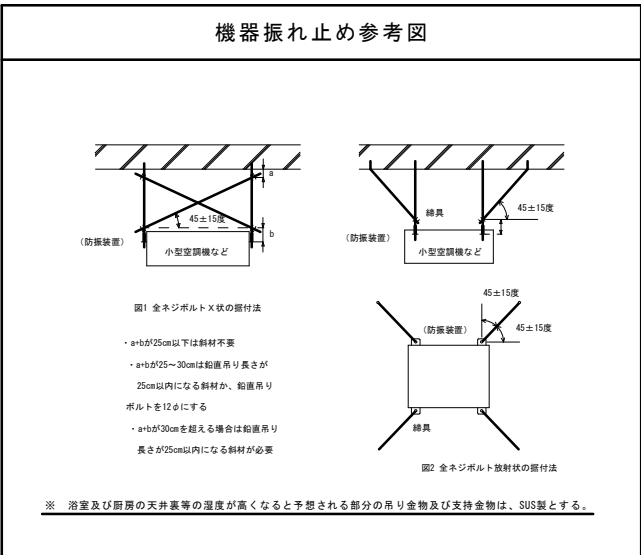
改修凡例			
記号	名称	備考	
	給水管	水道用内面塩ビライニング鋼管	JWWA K 116 SGP-VB
	汚水管	ビツト内 硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741 VP
		屋内一般 耐火二層管	内管 JIS K 6741 VP
	雑排水管	ビツト内 硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741 VP
		屋内一般 耐火二層管	内管 JIS K 6741 VP
	通気管	ビツト内 硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741 VP
		屋内一般 耐火二層管	内管 JIS K 6741 VP
	仕切弁	間接部 JIS 5K	
	給水栓		
	床排水金物		
	床上掃除口		
	スパイラルダクト	亜鉛鉄板製	

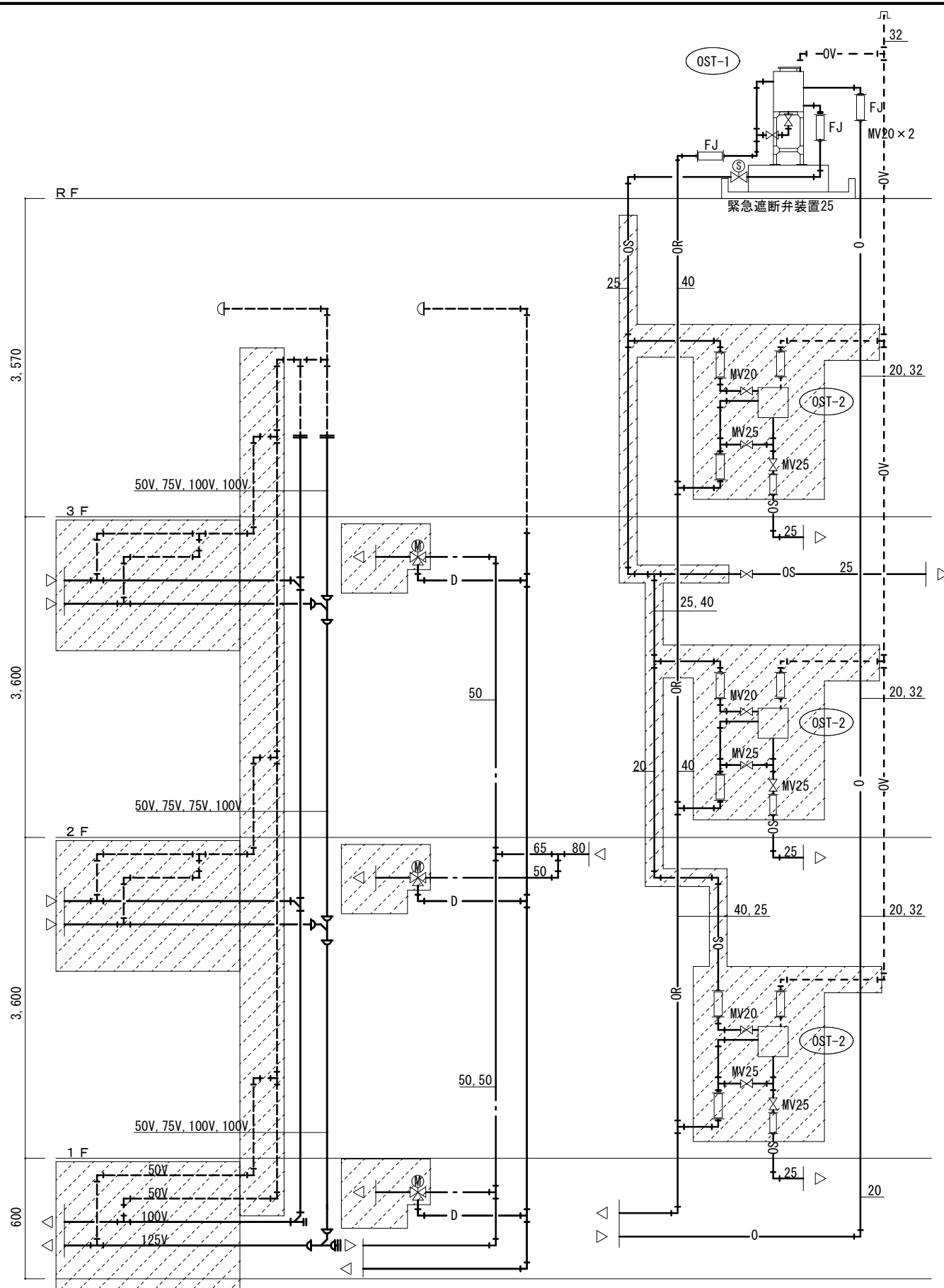
※ ・ ビット内 支持金物はSUS製とする。(但し架台等鋼材は、鉄製とし亜鉛メッキ(トフ付)品とする。

改 修 衛 生 器 具 表												
器具名	参考型番		附属品・仕様	合 計	屋 外	1階			2階		3階	
						男 子 ト イ レ	女 子 ト イ レ	多 目 的 ト イ レ	男 子 ト イ レ	女 子 ト イ レ	男 子 ト イ レ	女 子 ト イ レ
	TOTO	LIXIL										
洋 風 便 器	CS597BMCS	BC-P20HUM	防露式手洗タンク(SH596BAYR, DT-PA250HUWCHTK) (掃除口付) (79有) (レイン-洗浄タイプ)、 暖房便座 (TCF116, CF-18ALP)、 他附属部品一式	27		3	6		3	6	3	6
紙 巻 器	YH702	CF-63HST	棚付2連紙巻器	27		3	6		3	6	3	6
壁 掛 小 便 器	UFH500	U-406RU	自動フラッシュノック(乾電池タイプ) 他附属部品一式	15		5			5		5	
コンパクト多機能トイレバック	UADAZ21R1D1ASD2WB	—	床置型便器(ノタンク式)、 温水洗浄便座(便付無し) (TCF5841AUPR)、 専用リモコン、 手洗器(自動単水栓)、	1			1					
			洗面器(自動水栓)(電気温水器：元止め式 RE01型 容量 約1L AC100V 505W)、 背もたれ、									
			跳ね上げ手摺、 L型手摺、 他附属部品一式									
カウンター体型洗面器	MK45R1590WPA13W	*MB-451KD7WR (1590)	L=1590 (D=450) ノック2個 (自動水栓一体型電気温水器 (REAH03B1RS28SK, EHMN-CA3ECSC1-300C) (1φ 100V 0.6KW)、 止水栓、 排水口カバー、 排水トラップ(S型)) × 2組	2		1	1					
			二方型ノックタイプ・タイプ) 他附属部品一式									
カウンター体型洗面器	MK45R1790WPA13W	*MB-451KD7WR (1760)	L=1790 (D=450) ノック2個 (自動水栓一体型電気温水器 (REAH03B1RS28SK, EHMN-CA3ECSC1-300C) (1φ 100V 0.6KW)、 止水栓、 排水口カバー、 排水トラップ(S型)) × 2組	4					1	1	1	1
			二方型ノックタイプ・タイプ) 他附属部品一式									
掃 除 流 し	SK22A	S-202A	横水栓(レイン-式) (T23AE0F20C, LF-7KEZ-19-U)、 排水トラップ(S型)、 リムカバー、 他附属部品一式	6		1	1		1	1	1	1
化 粧 鏡	YM6090F	KF-6090A	耐食鏡 参考寸法 600×900	1			1					
化 粧 鏡	YM3560F	KF-D3660AG	耐食鏡 参考寸法 350×600	12		2	2		2	2	2	2
小 便 器 用 手 す り	T112CU22	KF-701AEJ	樹脂被覆タイプ	2					1		1	
L 型 手 す り	T112CL9	KF-920AE70D12J	700×700×34φ 樹脂被覆タイプ	4					1	1	1	1

※ 電気温水器・給湯機については、平成24年12月12日国土交通省告示第1447号に従い、適切な転倒防止措置を行うこと。固定方法はメーカー仕様書による。

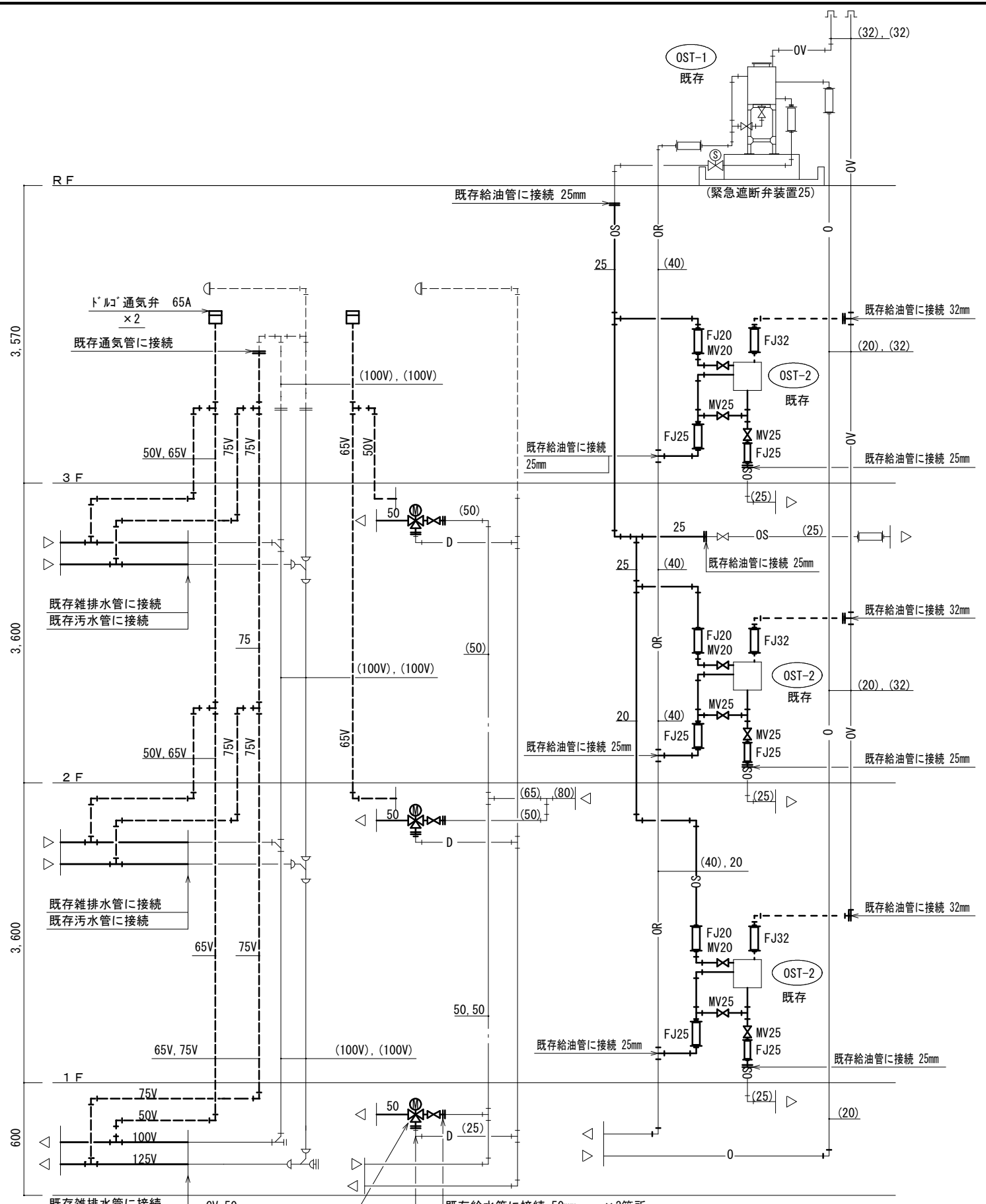
※ 電気温水器の「定格加熱能力」「定格消費電力」は、JIS C 9219の定格条件および試験方法による。





既存

左記は撤去部分を示す。



改修

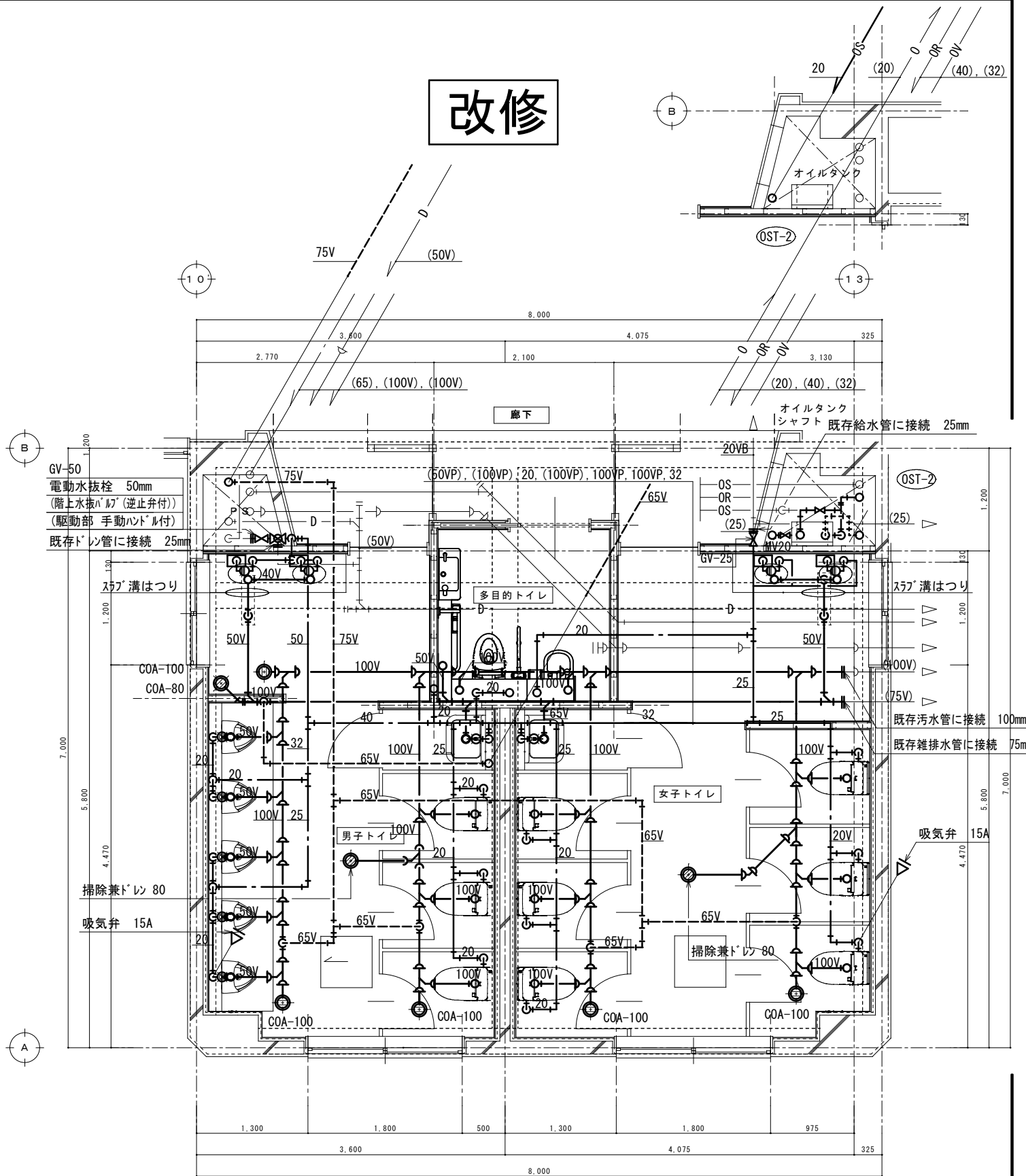
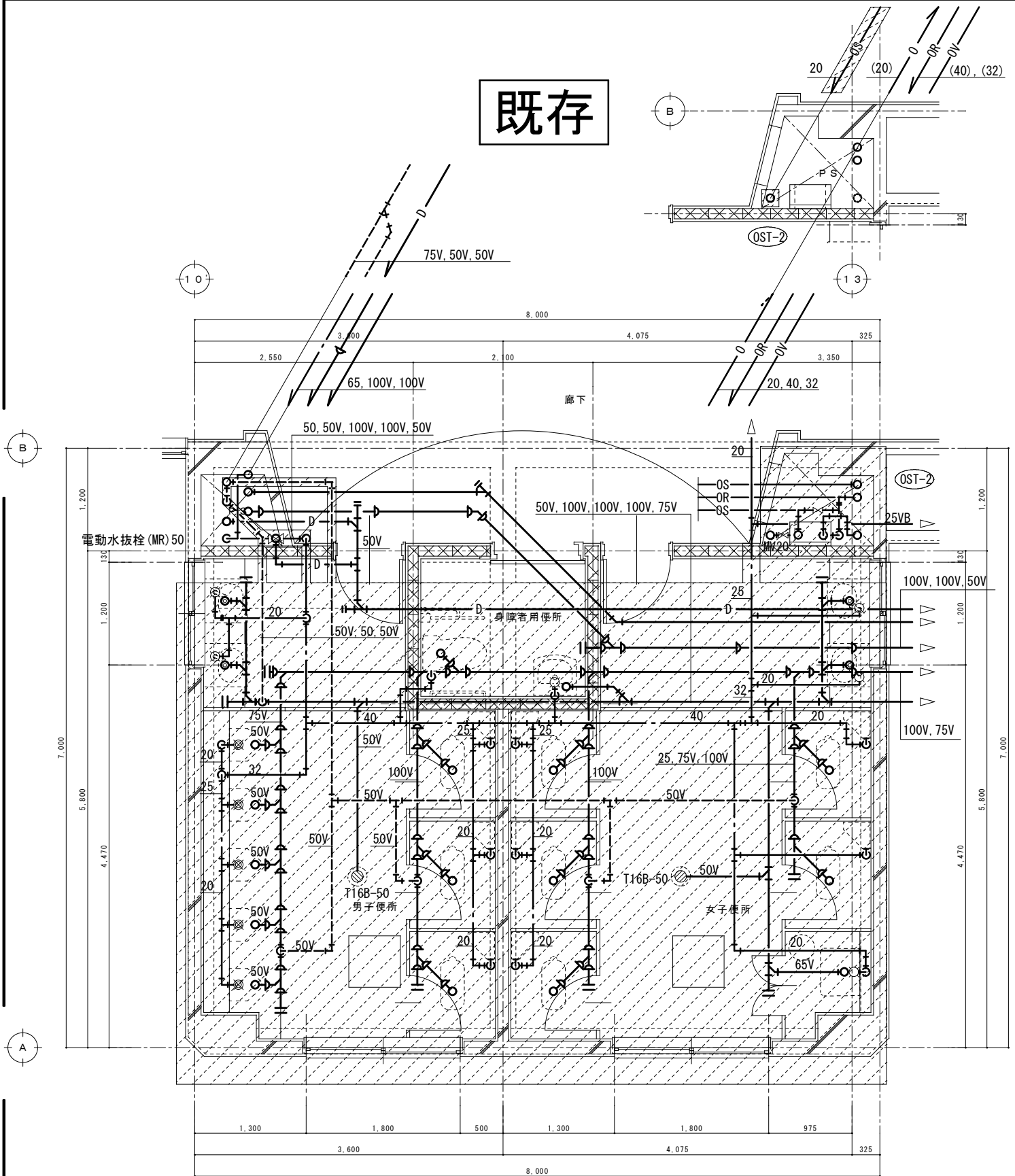
※各衛生器具接続の給排水管等の床貫通部分は、全てコア抜きとする。
※コア抜き部分は、X線鉄筋探査の上監督員と協議の上、位置決定の後施工の事。

※ 細線部分 既存部分を示す
※ 太線部分 改修部分を示す

OST-2：左記はオイル中継タンクで背面壁撤去更新のため脱着を行う。
同上着脱に伴う新設壁取付時の補強は建築工事
同上着脱に伴うタンク廻りの接続配管は更新とする。

既存

改修

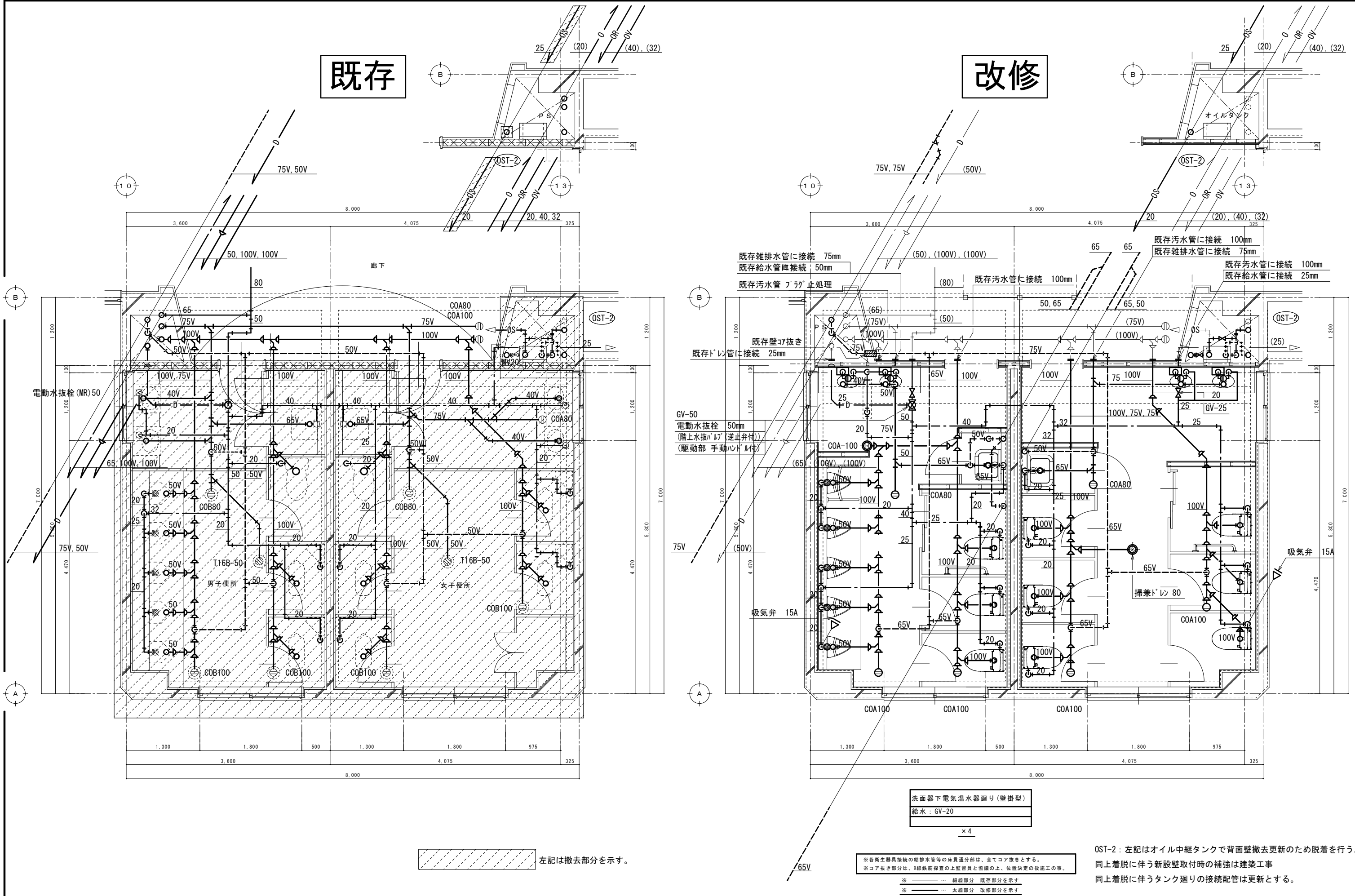


左記は撤去部分を示す。

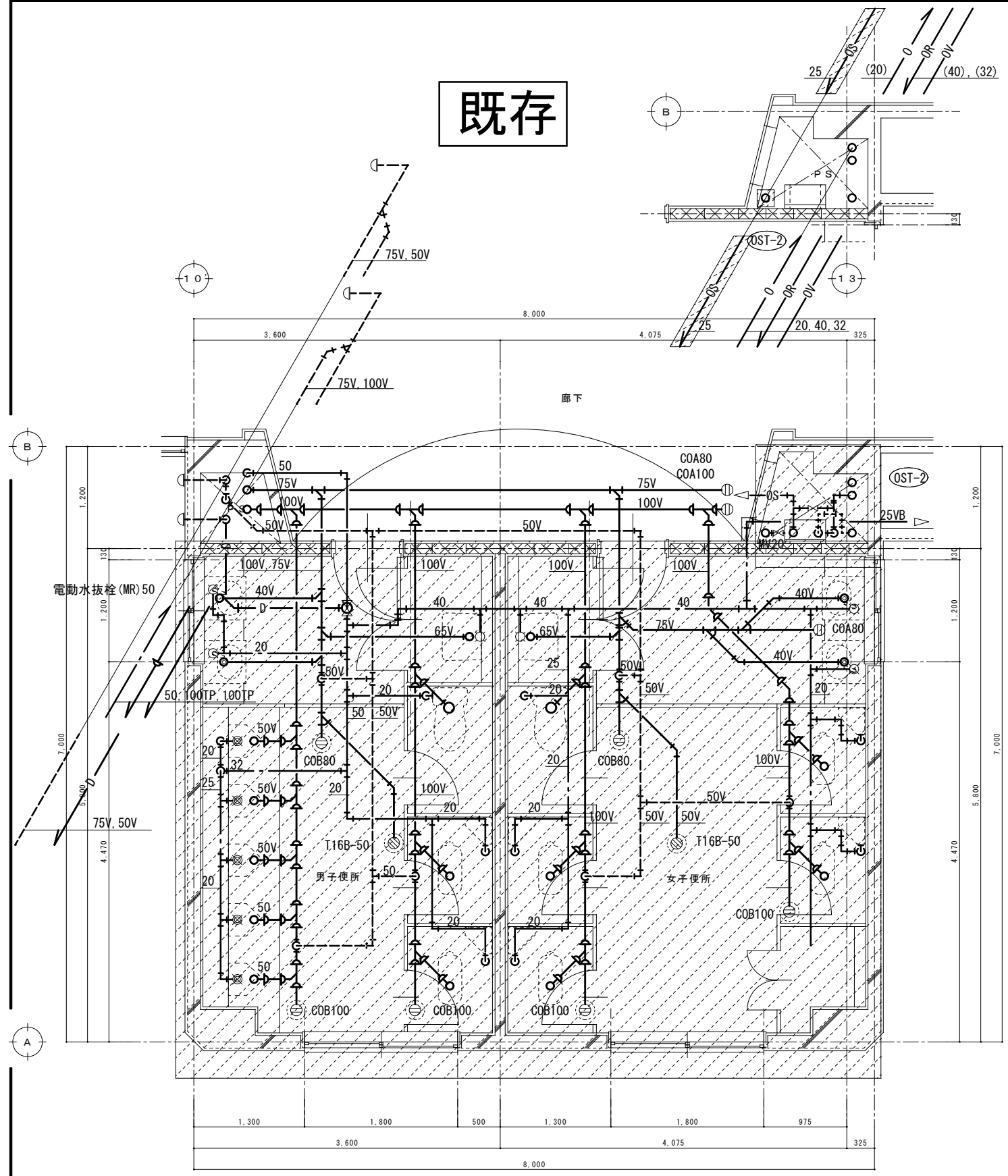
洗面器下電気温水器廻り(壁掛型)
給水: GV-20
× 4

※各衛生器具接続の給排水管等の床貫通部分は、全てコア抜きとする。
※コア抜き部分は、X線鉄筋探査の上監督員と協議の上、位置決定の後施工の事。
※ 細線部分 既存部分を示す
※ 太線部分 改修部分を示す

OST-2: 左記はオイル中継タンクで背面壁撤去更新のため脱着を行う。
同上着脱に伴う新設壁取付時の補強は建築工事
同上着脱に伴うタンク廻りの接続配管は更新とする。

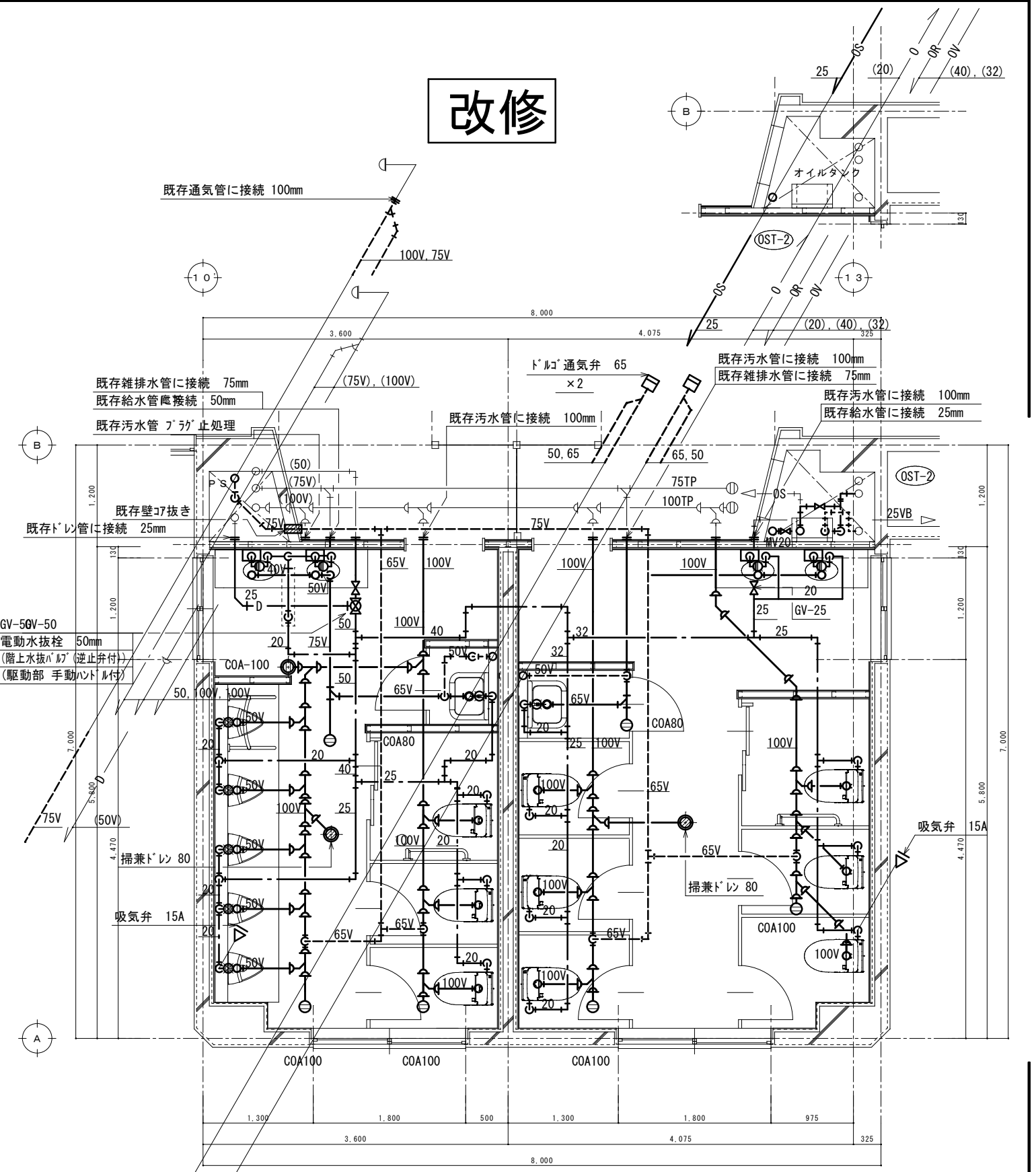


既存



左記は撤去部分を示す。

改修

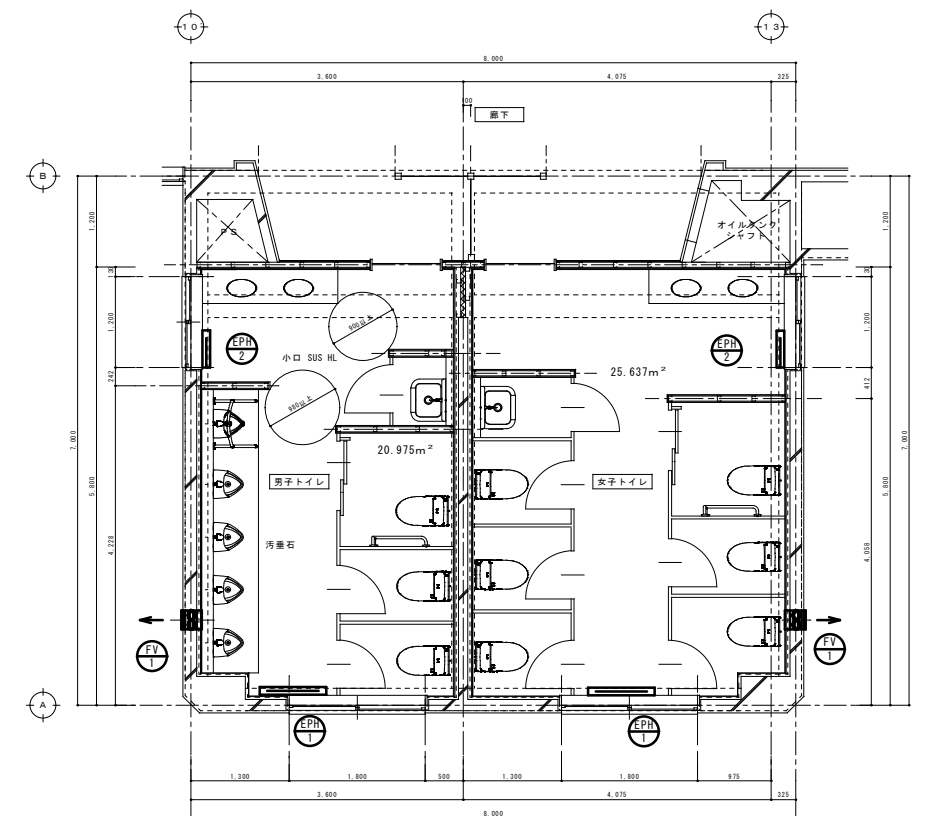
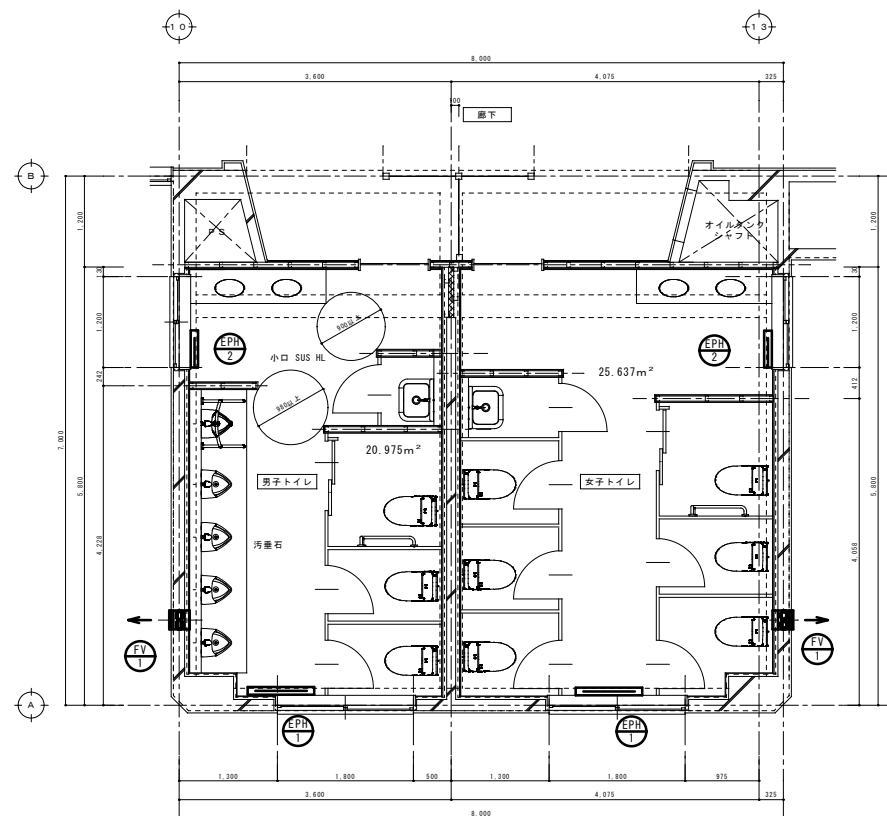
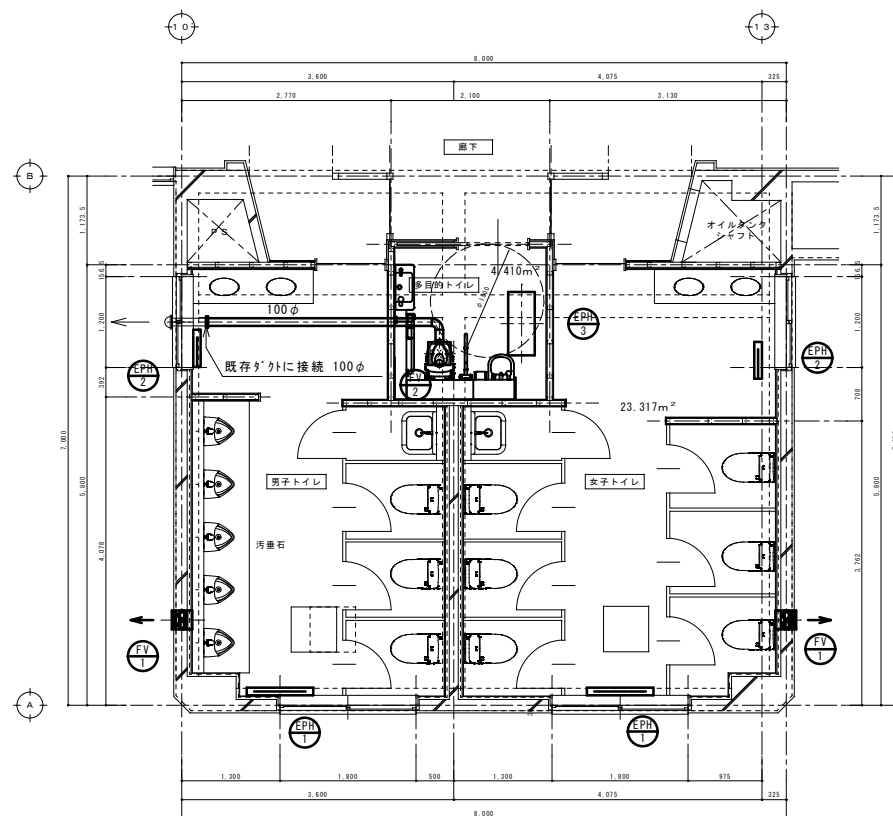


洗面器下電気温水器廻り(壁掛型)
給水: GV-20

※各衛生器具接続の給排水管等の床貫通部分は、全てコア抜きとする。
※コア抜き部分は、X線探査の上監督員と協議の上、位置決定の後施工の事。

※ --- 細線部分 既存部分を示す
※ --- 太線部分 改修部分を示す

OST-2: 左記はオイル中継タンクは背面壁撤去更新のため脱着を行う。
同上着脱に伴い壁面補強は建築工事。
同上着脱に伴うタンク廻りの接続配管は更新とする。



※ ———… 細線部分 既存部分を示す
※ —————… 太線部分 改修部分を示す

※ —……太線部分 改修部分を示す

タテ名	防露・断熱施工範囲	保温種別	保温厚
一般排気ダクト(入・出ダクト)	外壁より2m部分	N・(イ)・XI	グラスウール 25mm

空調機器表（撤去）

記 号	機 器 名 称	機 器 仕 様	台 数	備 考	施工内容
E H－1	電気パネルヒーター	天井埋込型 赤外線輻射タイプ 暖房能力 1. 5 KW	6	S P－1 5 0 2 M M T－T P W	撤去
E H－2	電気パネルヒーター	天井埋込型 赤外線輻射タイプ 暖房能力 0. 5 KW	1	S P－5 0 2 M M T－T P W	撤去
V F－1	換 気 扇	格子タイプ・電気シャッター付 2 5 0 φ×6 9 0 m3／h 1 φ1 0 0 V 2 2 W	6	E X－2 5 E K 3－C	撤去
		ウェザーカバー（ステンレス製）防虫網付			
V F－2	天 井 換 気 扇	低騒音型 1 0 0 φ×1 2 0 m3／h×4 0 P a 1 φ1 0 0 V 1 7 W	1	V D－1 5 Z C 5	撤去
O S T－2	個別オイルタンク	屋内壁掛型 容量 2 0 L	3		建築改修に伴い
					取り外し・再取付け

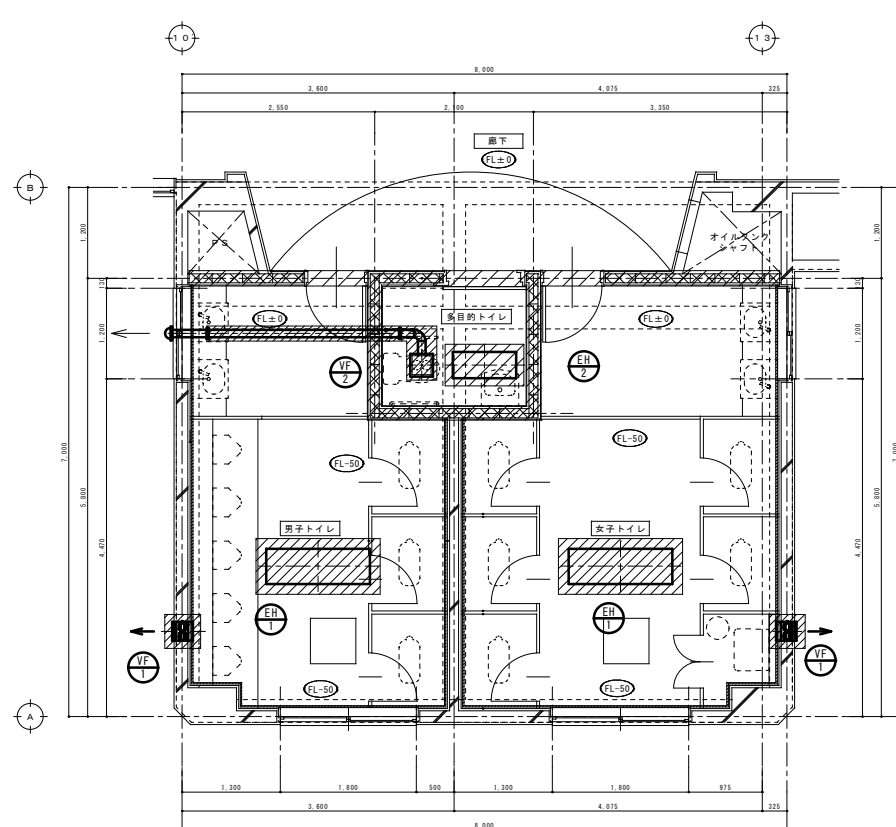
既 存 衛 生 器 具 表

器 具 名	附 属 品 ・ 仕 様	合 計	屋 外	1階			2階			3階			施工内容
				男 子 便 所	女 子 便 所	身 障 者 便 所	男 子 便 所	女 子 便 所		男 子 便 所	女 子 便 所		
和 風 便 器	ロータンク	20		3	5		2	4		2	4		撤去
耐 火 カ バ ー		12					2	4		2	4		撤去
洋 風 便 器	ロータンク	5			1		1	1		1	1		撤去
小 便 器	フラッシュ・レブ	15		5			5			5			撤去
掃 除 流 し		5			1		1	1		1	1		撤去
は め 込 型 洗 面 器		12		2	2		2	2		2	2		撤去
洗 面 器	レバ・水栓	1			1								撤去
化 粧 鏡		13		2	2	1	2	2		2	2		撤去
L 型 手 す り		1			1								撤去
跳 ね 上 げ 手 す り		1			1								撤去

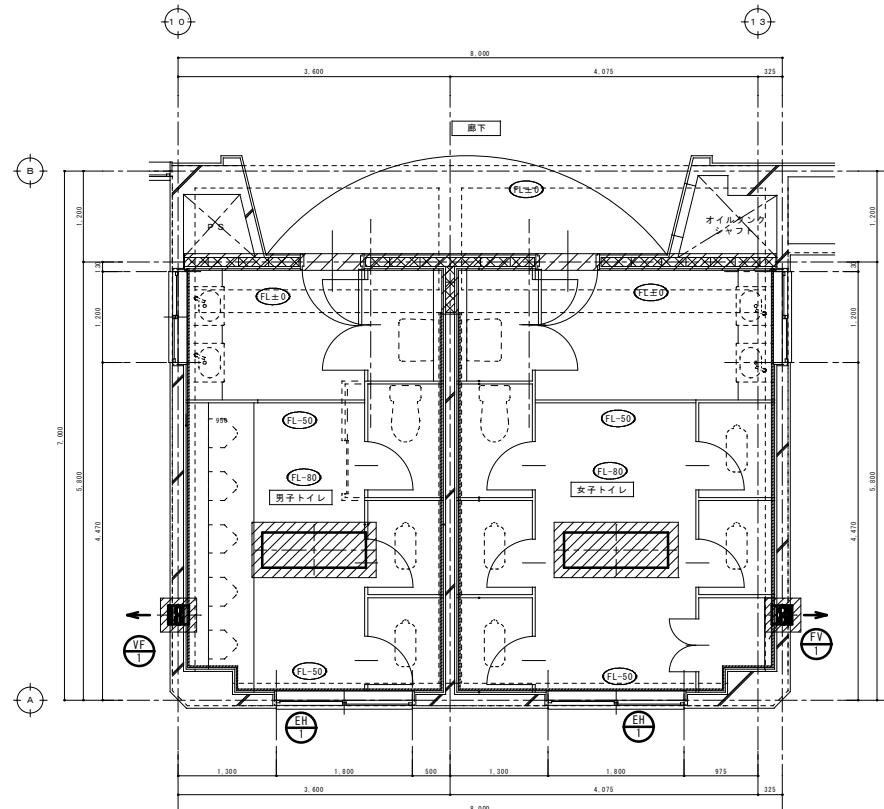
凡 例

記 号	名 称	備 考		
-----	給 水 管	水道用内面塩ビライニング鋼管 JWWA K 116 SGP-VB		
→	汚 水 管	ビッド内	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741 VP
		屋内一般	耐火二層管	内管 JIS K 6741 VP
=====	雑 排 水 管	ビッド内	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741 VP
		屋内一般	耐火二層管	内管 JIS K 6741 VP
-----	通 気 管	ビッド内	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741 VP
		屋内一般	耐火二層管	内管 JIS K 6741 VP
⌵ ⌶	仕 切 弁	間接部 JIS 5K		
⌵	給 水 栓			
⌵	床 排 水 金 物			
⌵	床 上 掃 除 口			
⌵	スパイラルダクト	亜鉛鉄板製		

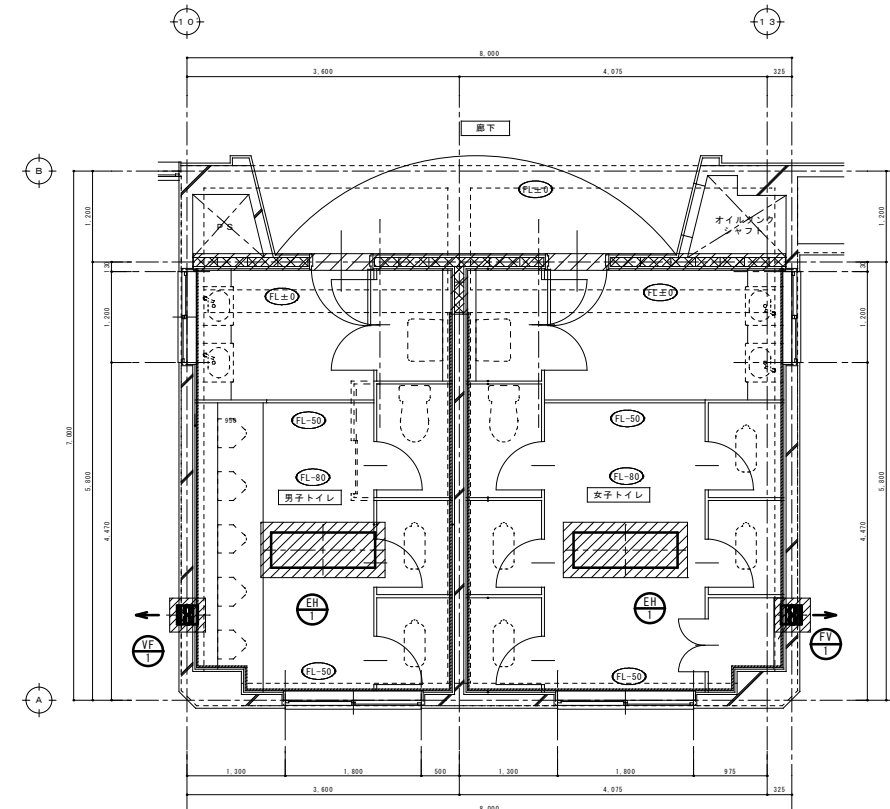




1 階既存平面図 S=1/50



2 階既存平面図 S=1/50



3 階既存平面図 S=1/50

※ ... 撤去部分を示す

塩川小学校トイレ改修工事 電気設備特記仕様書

I 工事概要

工事場所 長野県上田市塩川南方1400

2. 建物概要

[illegible]

3. 工事種目
(○印のついたものを適用する。)

工 事 種 目	項 目	建 物 別 及 び 屋 外		
		普通教室棟		
電 灯 設 備		○	・	・
動 力 設 備		○	・	・
電 熱 設 備	幹線、分枝	・	・	・
雷 保 護 設 備	幹線、分枝	・	・	・
受 変 電 設 備		・	・	・
電 力 貯 蔵 設 備		・	・	・
静 止 形 電 源 設 備	直流電源装置	・	・	・
免 電 設 備		・	・	・

構内情報通達用設備	LAN用配管	-	-	-	-
構内交換設備	電話設備	-	-	-	-
情報表示設備	時計設備	-	-	-	-
映像・音響設備		-	-	-	-
拡声設備		○	-	-	-
誘導支援設備	インターホン・トイレ呼出し設備	○	-	-	-
テレビ共同受信設備		-	-	-	-
監視カメラ設備		-	-	-	-
駐車場管制設備		-	-	-	-
防犯・入退室管理設備	予備配管	-	-	-	-
自動火災検知設備		○	-	-	-
自動閉鎖設備		-	-	-	-
非常警報設備	非常放送装置	-	-	-	-
ガス漏れ警報設備		-	-	-	-
中央監視制御設備		-	-	-	-
構内配電線路		-	-	-	-
構内通信線路		-	-	-	-
昇降機設備		-	-	-	-

4. 図面目録 ・ 別紙参照 ㊦ 下記の通り

番 号	図 面 名 称	番 号	図 面 名 称
1	電気設備特記仕様書	11	
2	附近案内図、配線図	12	
3	幹線設備 1・2・3階平面図	13	
4	撤去1階電気設備図	14	
5	撤去2、3階電気設備図	15	
6	改修後1階電気設備図	16	
7	改修後2、3階電気設備図	17	
8		18	
9		19	
10		20	

II 工事仕様

1. 共通仕様

- (1) 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官庁官庁官庁の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(最新年度版)」(以下、「標準仕様書」という。)、 「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(最新年度版)」(以下、「改修標準仕様書」という。)及び「公共建築設計工事標準仕様書(電気設備工事編)(最新年度版)」(以下、「標準図」という。)による。
- (2) 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。
- 特記仕様
- 特記仕様は別紙「特記仕様書(共通事項)」によるほか次の各項目による。
- (1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
- (2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。

項 目	特 記 事 項								
① 機材等	本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又は、これらと同等なものとする。								
② 機材の品質・性能証明	ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承認を受ける。 下表に示す材料・機材等（○印のもの）の製造者等は次の1)から6)のすべての事項を満たすものとし、この証明となる資料または外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出し監督員の承認を受ける。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>材 料 ・ 機 材 名</th><th>材 料 ・ 機 材 名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ LED照明器具</td><td>・ 電気錠</td></tr> <tr> <td>・</td><td>・</td></tr> <tr> <td>・</td><td>○ その他、監督員の指示によるもの</td></tr> </tbody> </table> ○ (社)公共建築協会による「建築材料・機材等品質性能評価事業」における評価対象となる電気設備機材 - 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 - 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 - 安定的な供給が可能であること。 - 法外等が定める場合は、その許可・認可・認定または免許を取得していること。 - 製造または施工の実績があり、その信頼性があること。 - 販売、保守等の営業体制が整えられていること。	材 料 ・ 機 材 名	材 料 ・ 機 材 名	○ LED照明器具	・ 電気錠	・	・	・	○ その他、監督員の指示によるもの
材 料 ・ 機 材 名	材 料 ・ 機 材 名								
○ LED照明器具	・ 電気錠								
・	・								
・	○ その他、監督員の指示によるもの								

項 目		特 記 事 項																																																																								
⑨	化学物質を発散する 建築材料等	本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板精研材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上り塗料及び壁紙は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 (2) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 (3) 接着剤はフタル酸ジ-nブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 (4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 (5) 上記(1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 なお、ホルムアルデヒドを放散しないものは放散量が規制対象のものをも、ホルムアルデヒドの放散が極めて少ないものとは放散量が第三種のものを行い、原則として規制対象外のものを使用するものとする。ただし、該当する材料等がない場合は、第三種のものを使用するものとする。 また、「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。 <table><tr><th>ホルムアルデヒドの放散量</th><th>該 当 す る 建 築 材 料</th></tr><tr><td>規 制 対 象 外</td><td>① JIS及びJASの F☆☆☆☆規格品 ② 建築基準法施行令第20条の第4項による国土交通大臣認定品 ③ 下記表示のあるJAS規格品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b. 接着剤等不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用</td></tr><tr><td>第 三 種</td><td>① JIS及びJASの F☆☆☆☆規格品 ② 建築基準法施行令第20条の第3項による国土交通大臣認定品 ③ IBJIS/EOC規格品 ④ IBJAS/FOOC規格品</td></tr></table>	ホルムアルデヒドの放散量	該 当 す る 建 築 材 料	規 制 対 象 外	① JIS及びJASの F☆☆☆☆規格品 ② 建築基準法施行令第20条の第4項による国土交通大臣認定品 ③ 下記表示のあるJAS規格品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b. 接着剤等不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用	第 三 種	① JIS及びJASの F☆☆☆☆規格品 ② 建築基準法施行令第20条の第3項による国土交通大臣認定品 ③ IBJIS/EOC規格品 ④ IBJAS/FOOC規格品																																																																		
ホルムアルデヒドの放散量	該 当 す る 建 築 材 料																																																																									
規 制 対 象 外	① JIS及びJASの F☆☆☆☆規格品 ② 建築基準法施行令第20条の第4項による国土交通大臣認定品 ③ 下記表示のあるJAS規格品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b. 接着剤等不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用																																																																									
第 三 種	① JIS及びJASの F☆☆☆☆規格品 ② 建築基準法施行令第20条の第3項による国土交通大臣認定品 ③ IBJIS/EOC規格品 ④ IBJAS/FOOC規格品																																																																									
⑩	施工条件明示項目	※ 現場説明書による																																																																								
⑪	電気保安技術者	工事現場の電気工作物（電路、自動機、自動シャッター、電動機等も含む）の保安業務を行うものとする。																																																																								
⑫	電気工事士	契約電力500kW以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工を行う。																																																																								
⑬	実施工程表及び 施工計画書	(1) 実施工程表、総合施工前書きは、工事着手に先立ち速やかに提出する。 (2) 工種別の施工計画書は、当該工事に先立ち速やかに提出し、品質計画に係る部分は監督職員の承諾を受けること。																																																																								
⑭	使用材料発注先調査 発生処理	使用材料名、製造業者名、発注先等を記載した調書を作成して提出する。 (1) 引渡しを要するもの ○ 有 （「電線ケーブル」） (2) 引渡しを要するもの以外 ○ 無 横外搬出し、関係法令により適切に処理をする。 (3) 特別管理産業廃棄物 ○ 有 （PCB使用機器：関連法令により適切に処理し建物管理者に引き渡す） (4) 再利用又は再資源化を図るもの ○ 有 ・ 廃棄光管 ・ コンクリート ・ 木材 ・ アスファルト ・ 金属くず ・ ダンボール類																																																																								
10.	監督員事務所	※ 設けない ・ 設ける（規模 _____） ・ 備品（_____）																																																																								
11.	工事用仮設物	すべて請負者の負担とする。																																																																								
12.	足場・さん橋類	構内に作ることを _____ できる ・ できない ・ 別契約の関係請負者が定置したものも、無償で使用する。 ・ 本工事で設置する。 ・ 内部仮設足場等（ ・ 架台足場 ・ 移動式足場 ・ 移動式室内足場 ・ _____ ） ・ 外部足場 （ ・ A種[施工箇所面に柱組足場を設ける] ・ B種[施工箇所面に単管本足場を設ける] ・ C種[仮設ゴンドラを使用する] ・ D種[移動式足場を使用する] _____ ）																																																																								
13.	工事用電力・水・その他	本工事に必要な工事用電力、水の費用及び公害その他の関係機関への諸手続等に要する費用は、請負者の負担とする。																																																																								
14.	工事写真	工事の着手に先立ち、撮影計画の作成を行い、監督職員へ提出すること。																																																																								
15.	完成図等	※ 完成図 ※ 設計図書で示したもの全て ・ 確証表I.7.1による ・ 監督員の指示による 作成方法 ※ 製本 { 見開きA3縮小版 2～3部（備忘紙含文字製本） } ・ 見開きA1版 1部（ビニール製本） _____) ※ CADデータ ※ CD-R（1部） _____)																																																																								
16.	しゅん工時提出物 再使用機器	※ 保全に関する資料（1部） _____ ※ 監督員の指示による _____ 取扱い再使用機器は、原則として清掃及び絶縁抵抗測定を行った後取り付ける。																																																																								
17.	耐震施工	ただし、絶縁劣化等で使用に耐えない場合は、監督職員に報告する。 設備機器の固定は、「建築物設備耐震設計・施工指針2014年版（国土交通省国土地理院政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修）」による。なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。 (1) 設計用水平地震力 機器の重量[kgf]に、設計用標準水平地震度を乗じたものとする。 なお、特記なき場合、設計用標準水平地震度は次による。 <table><tr><th colspan="2">設計用標準水平地震度</th><th colspan="2">特定の施設</th><th colspan="2">一般の施設</th></tr><tr><th>設置場所</th><th>機器種別</th><th>重要機器</th><th>一般機器</th><th>重要機器</th><th>一般機器</th></tr><tr><td rowspan="4">上層階、屋上及び塔屋</td><td>機器</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td>防振支持の機器</td><td>2.0</td><td>2.0</td><td>2.0</td><td>1.5</td></tr><tr><td>水槽類(※1)</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td>機器</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr><tr><td rowspan="4">中 間 階</td><td>防振支持の機器</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td>水槽類(※1)</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr><tr><td>機器</td><td>1.0</td><td>0.6</td><td>0.6</td><td>0.4</td></tr><tr><td>防振支持の機器</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr><tr><td rowspan="2">地下・1階</td><td>機器</td><td>1.0</td><td>0.6</td><td>0.6</td><td>0.4</td></tr><tr><td>防振支持の機器</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>水槽類(※1)</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr></table> (※1) 水槽類にはオイルタンク等を含む。 ◎ 重要機器の定義は次による。 ・ 受変電設備 ・ 発電設備 ・ 直流電源設備 ・ 交流無停電電源装置 ・ 交換機 ・ 自動火災報知受信機 ・ 中央監視装置 ◎ 上層階の定義は次による。 2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階とする。 (2) 設計用鉛直地震力 設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。	設計用標準水平地震度		特定の施設		一般の施設		設置場所	機器種別	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5	水槽類(※1)	2.0	1.5	1.5	1.0	機器	1.5	1.0	1.0	0.6	中 間 階	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0	水槽類(※1)	1.5	1.0	1.0	0.6	機器	1.0	0.6	0.6	0.4	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6	地下・1階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6			水槽類(※1)	1.5	1.0	1.0	0.6
設計用標準水平地震度		特定の施設		一般の施設																																																																						
設置場所	機器種別	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																																					
上層階、屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0																																																																					
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5																																																																					
	水槽類(※1)	2.0	1.5	1.5	1.0																																																																					
	機器	1.5	1.0	1.0	0.6																																																																					
中 間 階	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0																																																																					
	水槽類(※1)	1.5	1.0	1.0	0.6																																																																					
	機器	1.0	0.6	0.6	0.4																																																																					
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6																																																																					
地下・1階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4																																																																					
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6																																																																					
		水槽類(※1)	1.5	1.0	1.0	0.6																																																																				
19.	あと施工アンカー	公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）第8章2節2.4及び212による。 確認試験 ・ 引張試験 ・ 性能確認試験（本） ・ 施工後確認試験（本）を確認強度（kN）にて行う ・ 施工士の適用（第1種、第2種） あと施工アンカー-施工士による ※（社）日本建築あと施工アンカー協会認定資格																																																																								

項 目	特 記 事 項
① 防火区画等の貫通処理	電線等が防火区画又は防火上主要な間仕切りを貫通する場合、その施工状況について貫通箇所の両面から写真撮影し、工事写真として提出する。
② 電線・ケーブル	(1) EM-EFFは紫外線による劣化を防止する性能を持たせ、「タシイガイセン EM-EFF」と表記されたものを使用する。 (2) EM-UTP は JIS X 5150「構内情報配線システム」に準じ、絶縁材料及びシースにJIS規格によるEMケーブルの耐燃性ポリエチレンを用いたものも使用する。
22. 予備配管	埋込分電盤からの上り予備配管は、予備の配線用通管が4個以下の場合は(25)を1本、5個以上の場合は(25)を2本、天井まで立上げる。
23. 呼び線	長さ1m以上入線しない電線管には、1.2mm以上のビニル被覆底線管を挿入する。
24. 金属製電線管の塗装	下記の露出配管は塗装を行う。 ・ 屋外 ・ 屋内（機械室） ・ A種（山砂の類：水締め、機器による結露め） ※ B種（掘切り土の中の良質土：機器による結露め） ※ C種（他現場の建設発生土の中の良質土：機器による結露め） ・ D種（再生コンクリート砂：水締め、機器による結露め） ・ 管の下部は50mm以上砂を敷きならし、管の上部100mm以上砂を用いて締め固める
25. 埋め戻し土	※ 場外搬出処理 ・ 構内の指定場所に敷き均し。
26. 建設発生土の処理	(1) 地下中線路上には、次の材料によるケーブル埋設管を設ける。 ・ 鉄製 ・ コンクリート製 (2) 低圧地中配線にあっても地中埋設埋設用シートを敷設する。 (3) 配管埋設深度が750mmを超える場合は、地中埋設埋設用シートは2本以上敷設する。 ※ 敷設の厚度は、1敷設当たり机上面9分所、埋設垂直面9分所で測定する。 (1) 露出するプルボックスの本体及びふたの仕上げは、メラミン被塗装とする。 (2) 露出するプルボックスのふたの仕上げは化粧板とする。
27. ケーブル埋設経路	図面に特記あるもの及び特殊なものを除き、金属製 ・ 樹脂製 プルボックス、ジョイントボックス及び機器を乗装しないプレートには、用途を明示した略称をつける。 タンブラースイッチは適用形とする。 壁付けコンセント(2P15A)は原則として適用形とする。ただし、2Dの場合は横置き、また(2P15A)以外はすべてキャップ付とする。
28. プルボックス	図面に特記あるもの及び特殊なものを除き、金属製 ・ 樹脂製 プルボックス、ジョイントボックス及び機器を乗装しないプレートには、用途を明示した略称をつける。 タンブラースイッチは適用形とする。
30. フラッシュプレート プレートの用途表示	壁付けコンセント(2P15A)は原則として適用形とする。ただし、2Dの場合は横置き、また(2P15A)以外はすべてキャップ付とする。
31. 配線機器	本工事の動力制御盤より別途電機機器等への配線の接続は本工事とする。
32. 機器への接続	・ 測定箇所：①客室(測定箇所数 3 箇所) ・ 廊下 ・ 階段 用 途 ・ 非常用照明 ・ 一般照明 ・ 学校施設における室内照度測定(測定装置： 個所、 測定黑板板： 個所) ※ 教室の照度は、1敷設当たり机上面9分所、埋設垂直面9分所で測定する。
33. 照度測定	(1) 分電盤等の図面図表にて、単線絡線図・絶縁抵抗測定表・接地抵抗測定表を収納する。 (2) 端子盤には、絡線表・結線表を備え付ける。
34. 壁紙	長野県グリーン購入推進方針に基づく調達項目 <資材> ①照明制御システム ・ 変圧器 ・ () (建設機器) ・ 排ガス対策型建設機器 ・ 低騒音型建設機器
35. グリーン購入の推進	工事区分表(平成 年版)による。ただしこれにより難い場合は監督職員と協議する。
36. 他工事又は他工種との 取り合い	

3. ハンドホール

下表による。(梯子は各ハンドホールに設置する。蓋取外し用ジャッキを1組納入する。)

ブロックハンドホール (寸法は内法を示す。底部とはハンドホール内側底部をいう)

- ・ コックリット相互間などは、エポキシ系樹脂接着剤を用いて接着する。
- ・ ブロックの仕様は国土交通省仕様と準ずるものとする。
- ・ ハンドホールにノックアウト部分を設けてはならない。
- ・ 配管貫通部は、原則として巻巻きコンクリート(F=18N/mm²)とし、差し筋D10タテコ@200で補強する。
- ・ 補強方法については、あらかじめ監督員にハンドホール製作図を提出して承認を受けて施工する。

・	ハンドホール No.	1,500×1,500×1,500	底部 GL-1,740以上
・	ハンドホール No.	1,200×1,200×1,500	底部 GL-1,700以上
・	ハンドホール No.	1,000×1,000×1,400	底部 GL-1,600以上
・	ハンドホール No.	1,000×1,000×1,100	底部 GL-1,300以上
・	ハンドホール No.	1,000×1,000×900	底部 GL-1,060以上
・	ハンドホール No.	900×900×1,100	底部 GL-1,260以上
・	ハンドホール No.	900×900×900	底部 GL-1,060以上
・	ハンドホール No.	600×600×680	(既定足場付)
・	ハンドホール No.	450×450×680	(既定足場付)
・	ハンドホール No.	x × D	※ 積載等車両の通行の恐れがない場所、 收容ケーブルが少ない場所に限る
・	ハンドホール No.	x × D	

4. 機器取付高

図面に特記なきものは下表を標準とする。但し下表によりがたい場合には監督員との協議による。

名 称	測 点	取付高(mm)	名 称	測 点	取付高(mm)		
共 通	取 引 用 計 器	地上～上端	2,000	時 計	壁 掛 形 表 時 計	床 上 ～ 中 心	1,500
	引 込 開 閉 器	床 上 ～ 上 端	1,800		子 時 計	"	(上端1,900以下)
	分 電 盤	床 上 ～ 中 心	1,500		壁 掛 形 スピーカー	"	(天井高)×0.9
					ア ン テ ン ナ	"	1,300
電 灯	タンブラースイッチ	"	1,300	表 示	表 示 盤	床 上 ～ 中 心	(天井高)×0.9
	" (身障者用)	"	1,100		壁 付 発 信 器	"	1,300
	コンセント(一般)	"	300		ペ ン ン	"	(天井高)×0.9
	" (和室)	"	150		ブ ザ ー	"	(天井高)×0.9
	" (便所等)	"	500		押 ボ タ ン	"	1,300
	" (台所)	"	150		" (身障者用押鈕)	"	900
	ブラケット(一般)	床 上 ～ 中 心	2,100		身 障 者 用 表 示 灯	"	2,000
	" (読書)	"	2,500		復 帰 押 ボ タ ン	"	1,800
	" (読上)	読 書 中 心	150	イ ン タ ー ホ ン	壁 付 位 置	床 上 ～ 中 心	1,500
	避難口誘導灯	床 上 ～ 下 端	1,500以上		" (身障者用)	"	1,100
	廊下通路誘導灯	床 上 ～ 上 端	1,000以下		壁 付 位 置	壁 付 位 置	
動 力	壁 掛 形 制 御 盤	床 上 ～ 中 心	1,500		" (壁付インターホンを除く)	"	
	手 元 開 閉 器	"	(上端1,900以下)		" (一般)	"	300
	操作スイッチ	"	1,300		" (和室)	"	150
電 話	室内 内 線 機	床 上 ～ 下 端	300	テ レ ビ 共 同 受 信	機 器 収 容 箱	床 上 ～ 中 心	(天井高)×0.9
	中 間 端 子 盤	床 上 ～ 中 心	1,500		ア ウ ト レ ッ ト	"	
	集 合 保 安 箱	"	(天井高)×0.9		" (一般)	"	300
	壁 付 ア ウ ト レ ッ ト	"	150		" (和室)	"	150
	ボ ッ ク ス (一般)	"	300	火 災 報 知	受 信 機	床 上 ～ 操 作 部	800～1,500
	" (和室)	"	150		副 受 信 機	"	800～1,500
					機 器 収 容 箱	床 上 ～ 中 心	800～1,500
					発 信 器	"	800～1,500
					ペ ン ン	"	(天井高)×0.9
					消 火 栓 表 示 灯	"	(天井高)×0.8

5. 接地極

下表による。ただし、これによりがたい場合は監督員との協議による。

・A	A接続	銅板 1.5t×900×900 補助接地棒 (連結10φ×1,500) リード端子付 堀削埋置中心深さ 2m 埋設型 (貴金属又はステンレス製)
・B	B接続	銅板 1.5t×600×600 補助接地棒 (連結10φ×1,500) リード端子付 堀削埋置中心深さ 2m 埋設型 (貴金属又はステンレス製)
・C	C接続	銅板 1.5t×300×300 補助接地棒 (連結10φ×1,500) リード端子付 堀削埋置中心深さ 1.5m 埋設型 (貴金属又はステンレス製)
・D	D接続	接地棒 (10φ×1,500) リード端子付 打ち込み式 埋設型 (貴金属又はステンレス製)

6. その他

① 工事現場の環境改善について

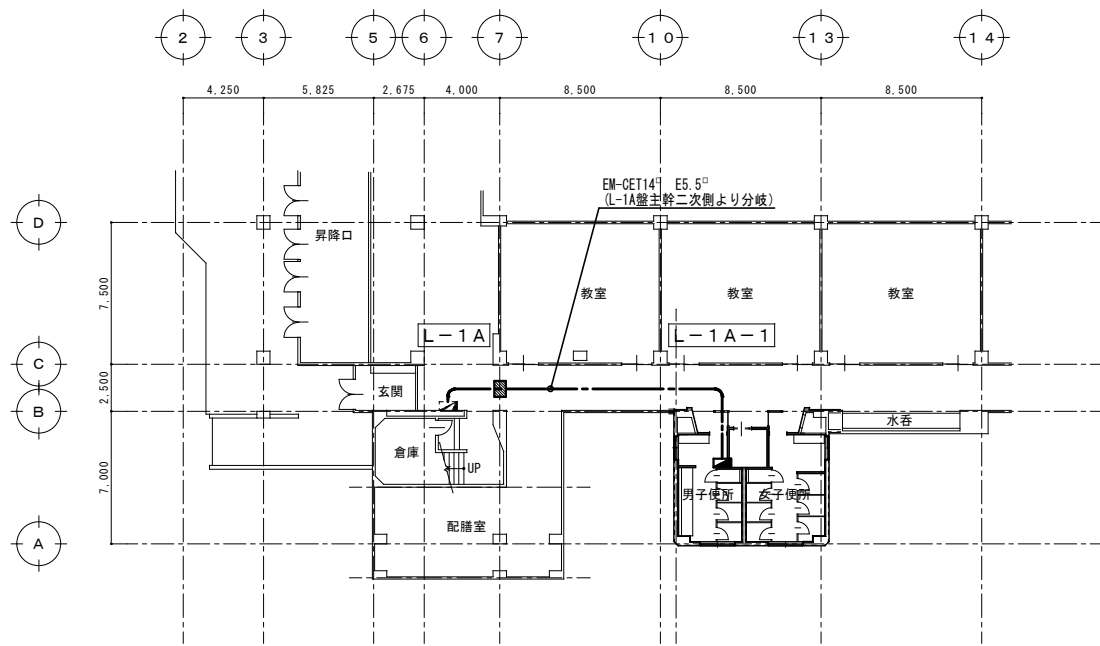
- ・ 事業場のイメージアップ
 - ・ 仮倒し周辺の美化
 - ・ 地域住民への情報提供
 - ・ 完成予定箇所の設置
 - ・ 情報掲示板の設置
 - ・ パンフレットの作成
 - ・ 地域住民とのコミュニケーション
 - ・ 現場見学会の開催
 - ・ 住民に対する災害防止関係
 - ・ 現場出入り道路への誘導員の配備
 - ・ 工事しゅんじょう月10月、20ヶ月（新築に限る）に不具合の確認を行い、その結果を書面で上田市長等に報告する。
- （施設管理者からの聞き取り調査を含め、調査には必ず監督員の立会いを要する。）
- ① 廃棄物の処理に当たっては、該所有者が自ら処理（分別、保管、収集、運搬及び処分の一連の行為）するときは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という）に基づき、適正に行うこと。
 - ② 廃棄物の処理の全部又は一部を委託する場合は、廃棄物処理法に基づき処理を業として許可を取得している者に委託すること。また、施工前に産業廃棄物処理委託契約書の写し、産業廃棄物処理業の許可証の写し、許可運搬車両一両並びに処分地の家内図等をまとめた「産業廃棄物処理計画書」を監督員へ提出すること。
 - ③ しゅんじょうした時は、廃棄物ごと処理数量を集計し、積込み状況の写真、処分状況の写真等を添付した「廃棄物等処理報告書」を監督員へ提出すること。

④ 環境対策関係

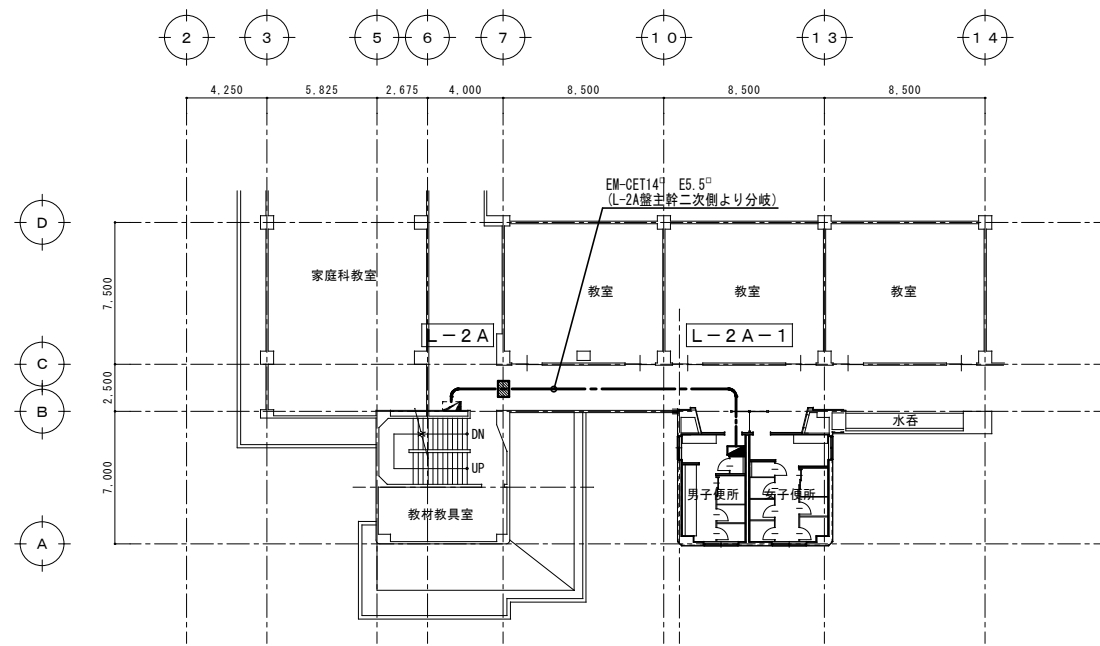
- 現場で使用する設備は、低価格型、低価格型、排出力より実証建設機によること。
- 2) 夜間、早朝等の稼働は避けること。また、監視員の対策を講じた場合はこの限りでない。
- なお、運搬ルートに当たっては影響の少ない最短ルートを選定すること。
- 3) 汚水、汚土、砂の流出防止に努めること。また、土壌復元等、環境の回復に努めること。
- 4) 熱帯気候板状型は、積極的に活用すること。
- 5) 工事現場においては、労働安全、公害防止等に努めることにも、作業員を対象に定期的に安全教育、研修及び訓練を行うこと。
- 6) 安全教育、研修及び訓練については、工事期間中1月一回程度実施し、工事日毎へ教育するほか、熱帯気候、実地状況のついで、作業員に使用した資料をも提供するすること。
- 7) 原則として代理人（主任）以外の第三者により、1日以上店頭に安全ハローをけい、工事日毎に代理人を除く、点検内容をも書面に記入し、実地状況の写真を撮影すること。
- 8) 下請業者にKY（危険予知）、TBM（作業内容の打合せ）活動等を実施させ、その記録を登録することにも、随時、実地状況の写真も撮影すること。
- 9) 下請業者を含め、作業員に対し現場内容に即した新入現場者教育、安全教育、訓練等を実施し、関連書類及び活用した資料等を登録することにも、随時、実地状況の写真も撮影すること。
- 10) 上記の②～⑤は適用については、記録、書類及び写真を整理したものを現場へ備え

⑥ 下車検査

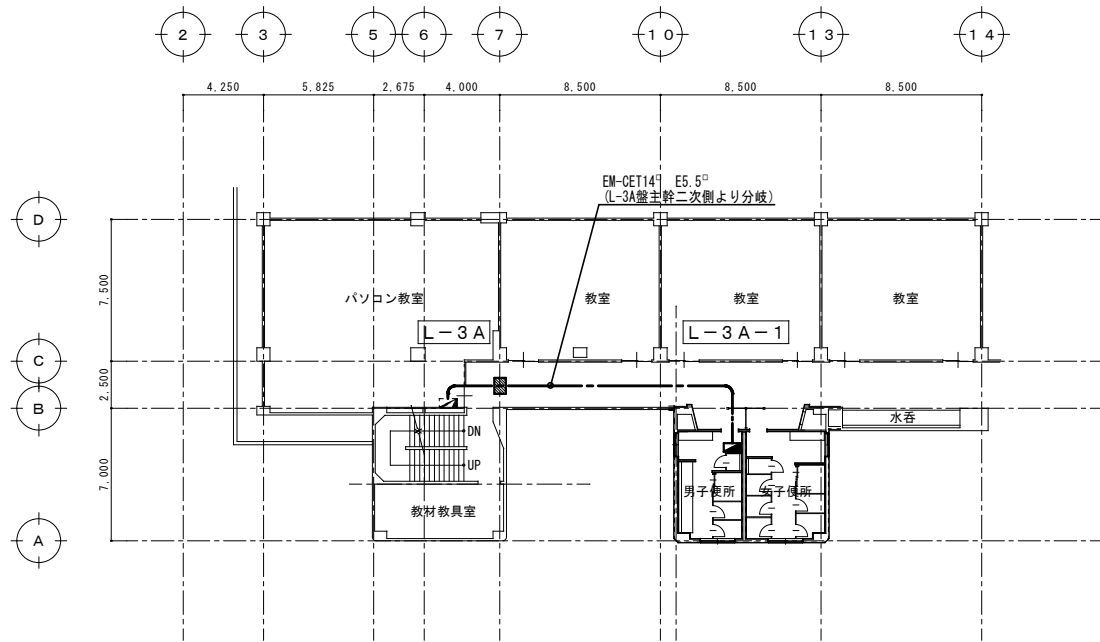
- 施工途中において工事検査担当職員または、発注機関の長の指定する職員による抜き打ち検査を実施することがあること、検査に協力すること、
 雇員団関係者から工事妨害による被害を受けた場合は、被害届を速やかに警察に提出すること、
 施工図書の著作権に関わる当該建物に限り使用権は、発注者に移譲すること、
 完成品および維持管理に関する書類は、しゅん工後30日以内に提出し、必要に応じて取扱説明を行うことに関すること、監督官の指示による。



1 階平面図



2 階平面図



3 階平面図

記号凡例

記号	名称	摘要
■	電灯分電盤	破線既設を示す。
■	コンクリート壁機械はつり・防火区画貫通処理	Φ50×200mm ケーブル孔貫通

電灯分電盤 L-1A 詳細

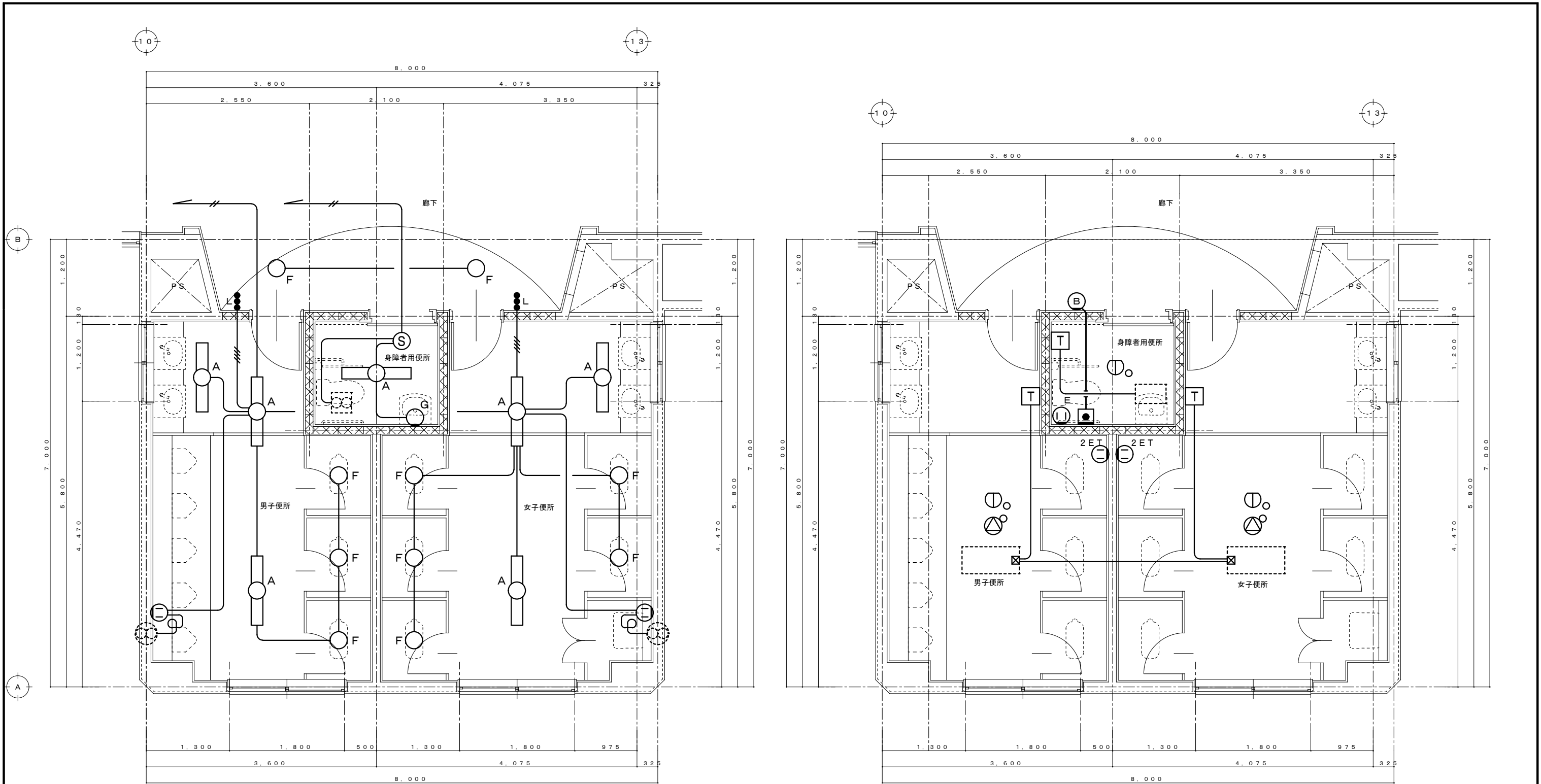
主幹:	ELCB 3P 225AF / 150AT
分岐:	MCCB 2P 50AF / 20AT × 13 (200V) 内1L予備スペース
分岐:	MCCB 2P 50AF / 20AT × 24 (100V) 内1L予備
上部配線ダクト有	

電灯分電盤 L-2A 詳細

主幹:	ELCB 3P 100AF / 100AT (L-2A)
主幹:	MCCB 3P 100AF / 100AT (L-3A)
分岐:	MCCB 2P 50AF / 20AT × 10 (200V) 内1L予備
分岐:	MCCB 2P 50AF / 20AT × 12 (100V) 内1L予備
上部配線ダクト有	

電灯分電盤 L-3A 詳細

主幹:	ELCB 3P 100AF / 100AT
分岐:	MCCB 2P 50AF / 20AT × 8 (200V) 予備なし
分岐:	MCCB 2P 50AF / 20AT × 18 (100V) 予備なし
上部配線ダクト有	

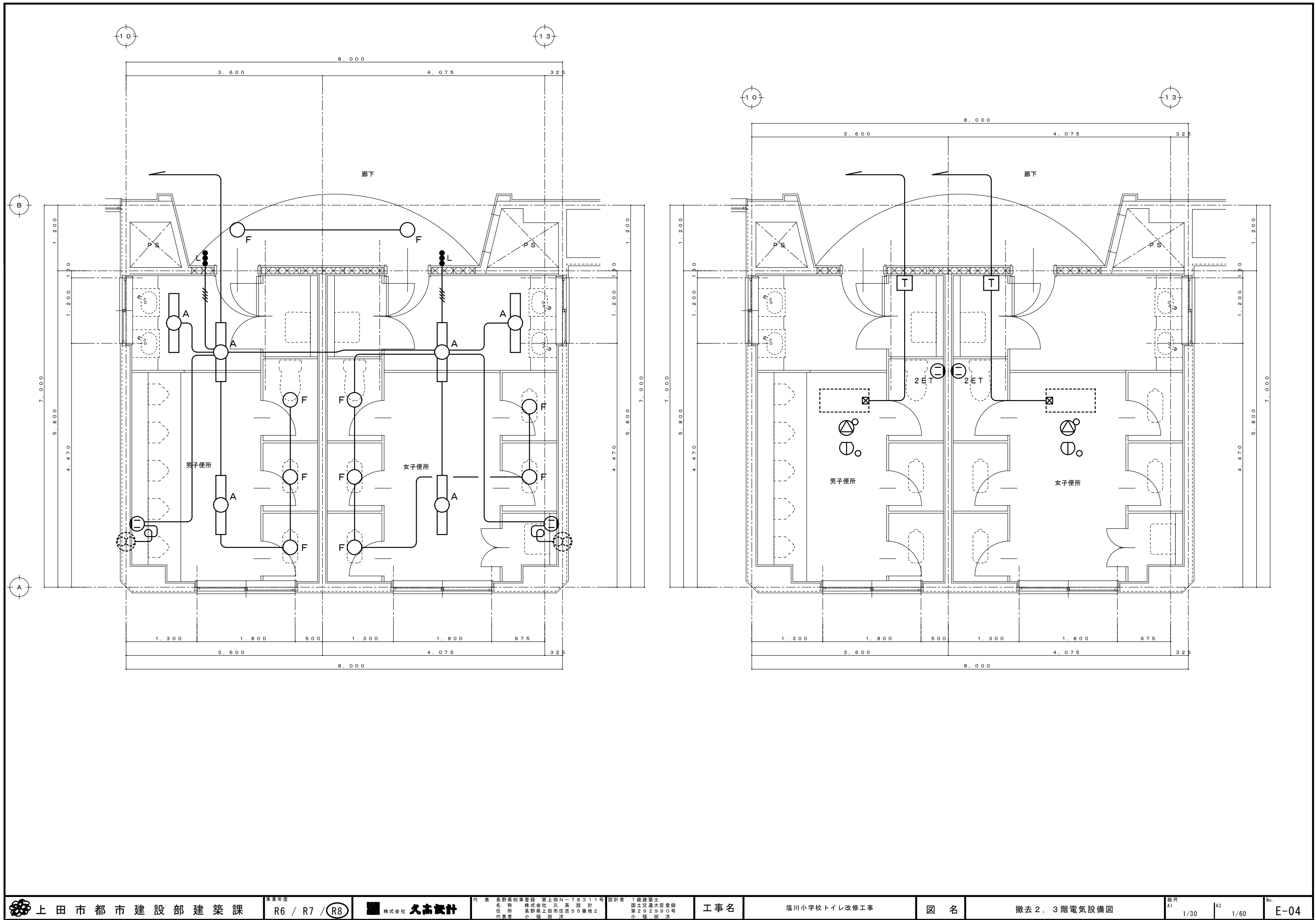


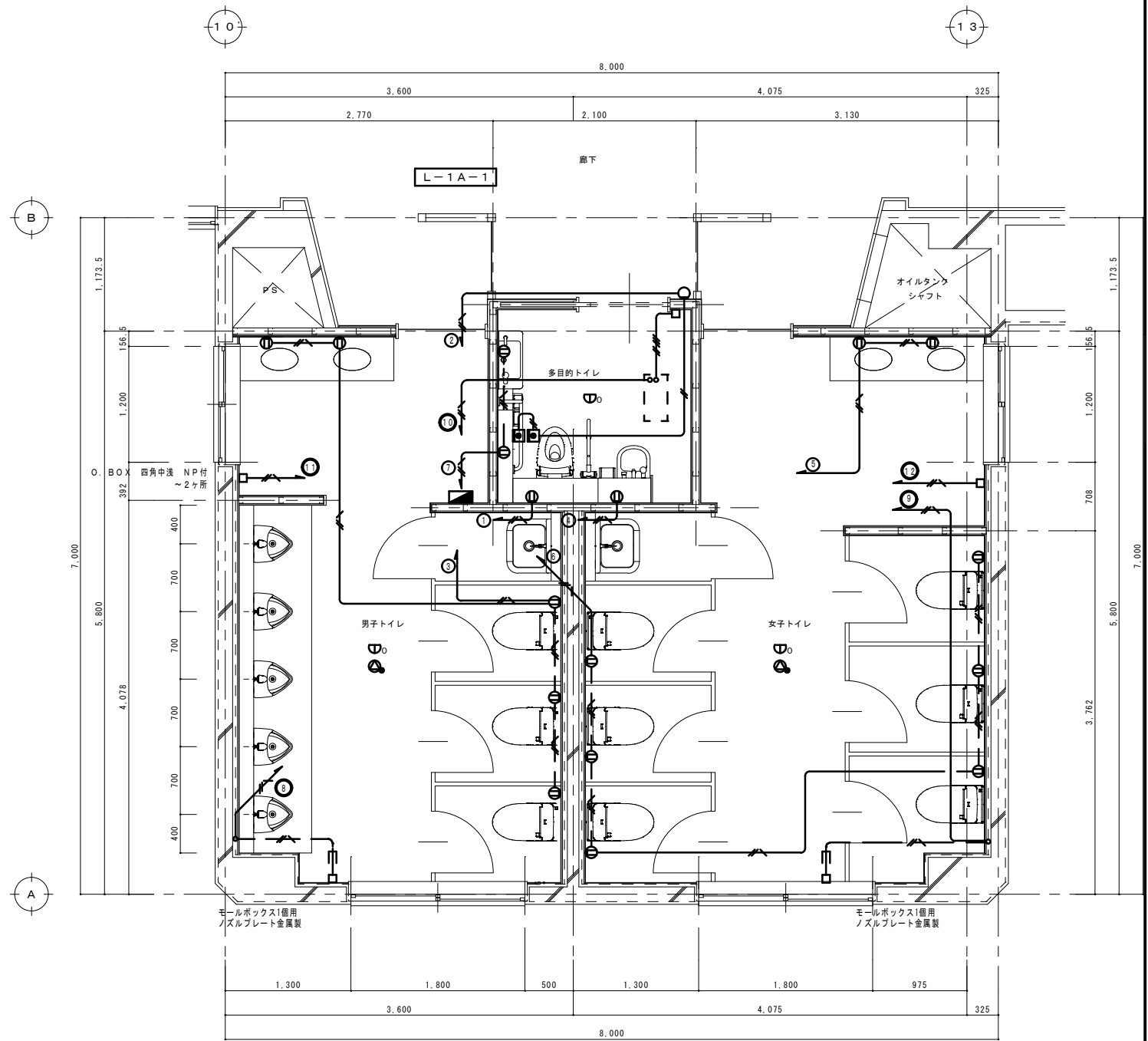
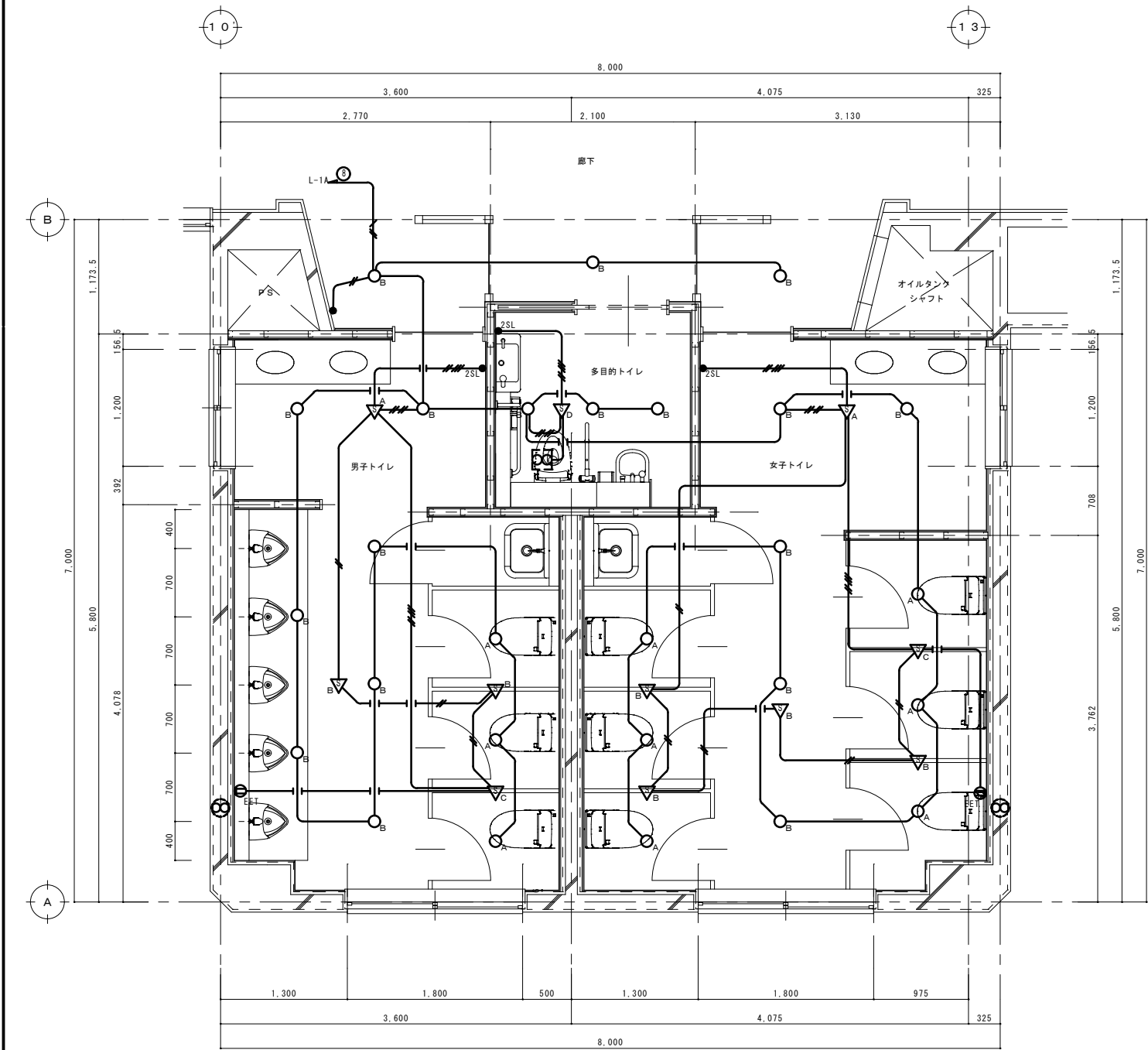
照明器具表			
記号	名称	摘要	備考
A	照明器具 蛍光灯	FHF32W×1 埋込 LEDランプ	取り外し保管
F	照明器具 蛍光灯	FDL18W×1 ダウンライト LEDランプ	取り外し保管
G	照明器具 白熱灯	IL60W×1 ブラケットライト LEDランプ	取り外し保管

記号凡例

記号	名称	摘要	記号	名称	摘要
○	ダウンライト	取り外し保管	—	天井隠ぺい配管配線	
—○—	天井付照明器具	取り外し保管	- - -	床隠ぺい配管配線	
○	ブラケットライト	取り外し保管	—	1V1.6×2	(19)
●	埋込スイッチ 1P15A×1	撤去処分	—	1V1.6×3	(19)
●	埋込スイッチ 1PL15A×1	撤去処分	—	1V1.6×4	(19)
⊙	熱線センサー付き自動スイッチ	撤去処分	—	1V2.0×2	(19)
Ⓛ	埋込コンセント 2P15A×1	撤去処分			
Ⓛ	埋込コンセント 2P15A×1 (E極付)	撤去処分			
Ⓛ+ET	埋込コンセント 2P15A×2 +ET	撤去処分			
Ⓛ	パネルヒーターコントロールスイッチ	撤去処分			
Ⓛ	天井埋込スピーカ (ATT付)	取り外し再取り付け			
Ⓛ	定温式スポット型感知器 特種	取り外し再取り付け			
Ⓛ	警報フリッカブザー	撤去処分			
Ⓛ	呼出押し印	撤去処分			

図の既設配管配線も合わせて撤去すること。コンクリート隠ぺい部は電線のみ撤去する。



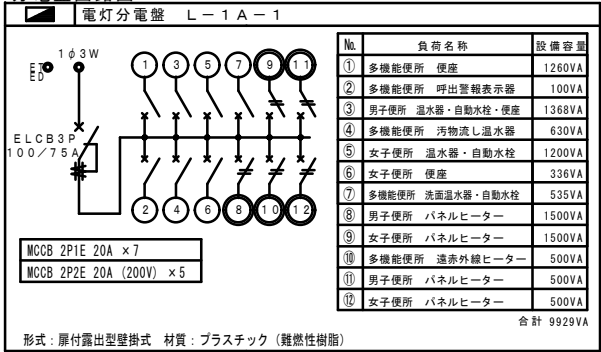


記号凡例

記号	名称	摘要	記号	名称	摘要
○ _A	LRS1-05LN		—	天井裏ころし配線	
○ _B	LRS1-08LN		—	露出配管配線	MM1-A
●	埋込スイッチ 1P15A x 1		—	EM-EEF1. 6-2C	(PF16)
▲ _A	熱線センサー付き自動スイッチ 監視		—	EM-EEF1. 6-3C	(PF22)
▲ _B	熱線センサー付き自動スイッチ 子機		—	EM-EEF1. 6-2C x 2	(PF22)
▲ _C	熱線センサー付き自動スイッチ 換気扇接続端子付 子機		—	EM-EEF1. 6-2C+3C	(PF22)
▲ _D	熱線センサー付き自動スイッチ 換気扇連動用 監視		—	EM-EEF2. 0-3C	(PF22)
● _{SL}	熱線センサー付き自動スイッチ操作スイッチ 2回適用・切-自動-連続				
● _{ET}	埋込コンセント 2P15A x 1 (E種付)+ET				
● _{ET}	埋込コンセント 2P15A x 2 (E種付)+ET				
○ _{EL}	管轄ランプ付きブザー 壁掛型 AC100V				
○ _{EL}	埋込非常呼出し知 (プルスイッチ付) AC100V				
○ _{AT}	天井埋込スピーカ (ATT付)	再取り付け			
○ _{ED}	定温式スポット温度知器 特種	再取り付け			

配線の立上げ、引下げ及び貫通部分は配管にて保護すること。

分電盤回路図

代表
長野県知事登録 第上田N-78311号
名称 株式会社 久高設計
住所 長野県上田市住吉56番地2
代表者 小福田 洋設計者
1級建築士
国土交通大臣登録
第292990号
小福田 洋工事名
塩川小学校トイレ改修工事図名
改修後1階電気設備図縮尺
A1 1/30
A3 1/60No.
E-05

